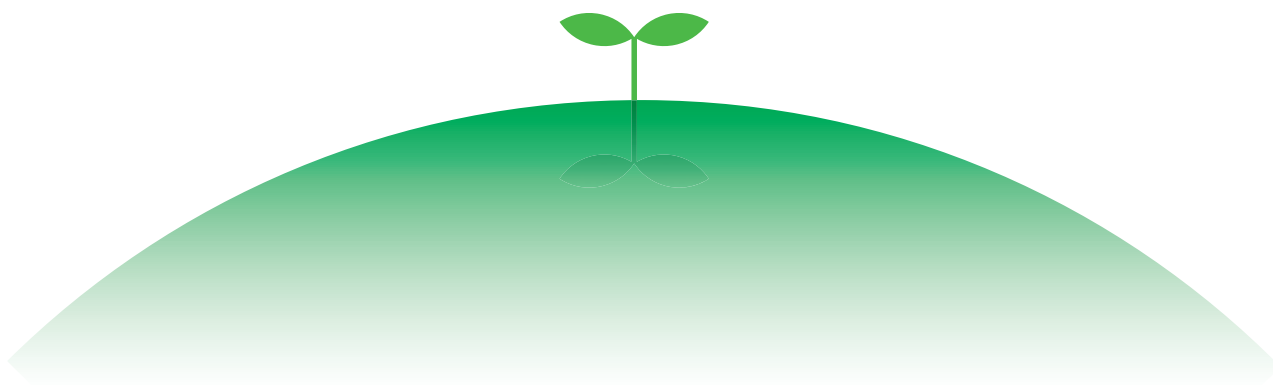


日本地震再保険の現状2009



目次

.....	
はじめに	1
.....	
代表的な経営指標	2
.....	
地震保険と当社	4
.....	
会社の現況	5
.....	
地震保険と再保険のしくみ	12
.....	
資料編	25
.....	
会社の概要	26
.....	
事業の概況	30
.....	
経理の状況	35
.....	
用語の解説	42
.....	

会社概要《平成21年3月31日現在》

設立：昭和41年5月30日

資本金：10億円

総資産：1兆150億円

従業員数：28名

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1

小舟町富士プラザ内(本店のみ)

TEL 03-3664-6098

ホームページアドレス <http://www.nihonjishin.co.jp/>



取締役会長
若林勝三

取締役社長
鈴木秀夫

はじめに

皆様には、日頃より格別のご支援を賜り厚くお礼を申し上げます。

当社は、国内唯一の、家計地震保険の再保険専門会社として昭和41年に設立されて以来、現在に至るまで再保険金の支払態勢の強化・充実に努めるとともに、その裏付けとなる資産の管理・運用にも十分意を用いてまいりました。

近年、日本各地で地震の被害が相次ぎ国民の地震に対する関心が高まるなか、地震保険の保有契約件数は、平成19年に実施された地震保険料の引下げや地震保険料所得控除などの浸透もあって、平成21年3月末で過去最高の1,184万件に達しました。また、資産運用面では世界的な金融危機の下での厳しい運用環境ではありましたが、当社の資産は順調に増加し、総資産は1兆150億円と1兆円を超える規模となりました。

地震保険制度における当社の役割と責任は今後もいっそう重くなり、今まで以上に厳しい経営が求められてきております。当社はこうした状況に対応すべく、今年度から新たな3年中期経営計画をスタートさせ、地震保険に対する専門性や資産運用力の向上、システムの拡充などに取り組んでゆく所存でございます。

このディスクロージャー誌「日本地震再保険の現状2009」は当社の現状と活動を明らかにするために作成いたしました。当社のホームページもあわせてご覧いただき、当社の事業活動についてご理解を賜るとともにご意見を頂戴できれば幸いです。

平成21年7月

日本地震再保険株式会社

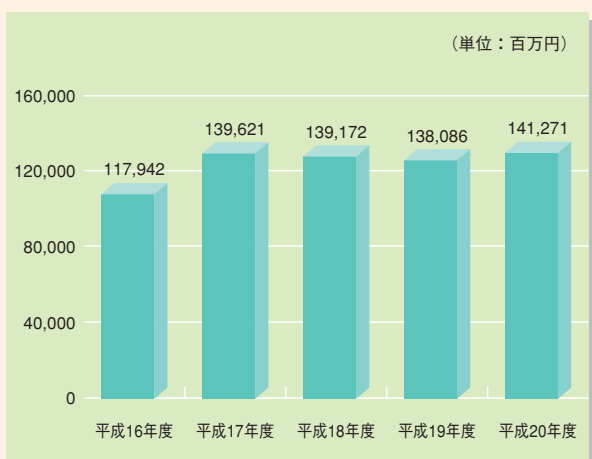
取締役社長

鈴木秀夫

代表的な経営指標

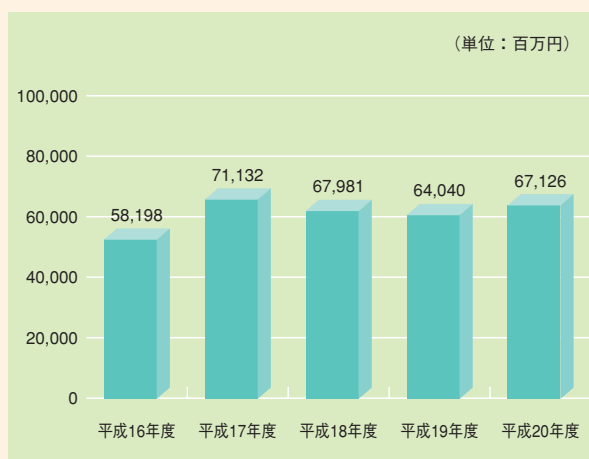
平成20年度の受再正味保険料および正味収入保険料は前年度に比べ増加しました。総資産も順調に増加し、平成21年3月末で1兆150億円となりました。また、再保険金の支払いに備えるため、資産の大部分を流動性の高い、高格付け債券で運用しています。

受再正味保険料



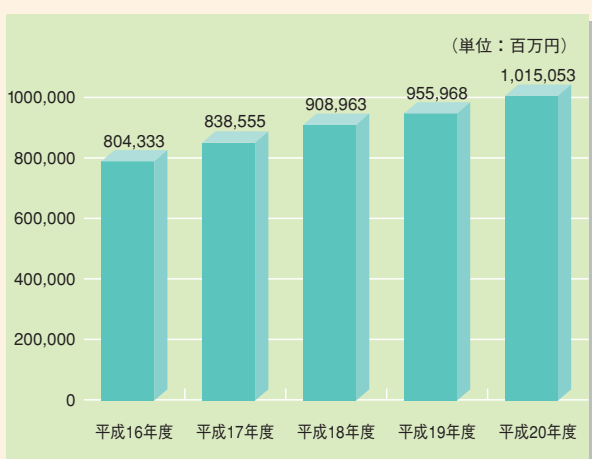
受再正味保険料とは、受再保険料（元受保険料の合計に当たります。）から、解約返戻金、その他返戻金を控除したものです。

正味収入保険料



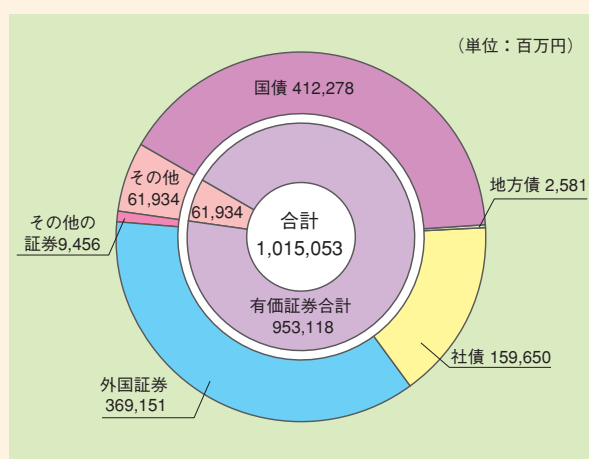
正味収入保険料とは、受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

総資産

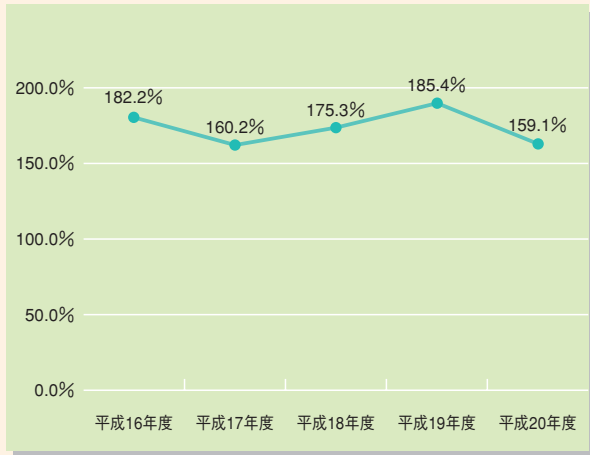


総資産とは、現金や預貯金、有価証券、固定資産等の資産の総額であり、貸借対照表上の「資産の部合計」をいいます。

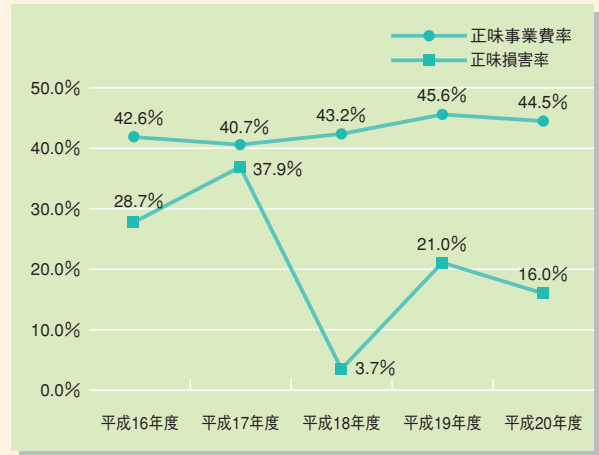
総資産の内訳(平成21年3月31日現在)



ソルベンシー・マージン比率



正味損害率・正味事業費率



ソルベンシー・マージン比率とは

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

当社は、「地震保険に関する法律」にもとづき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払のための資金のあっせん・融通に努める旨定めているなど特別の事業形態となっていることから、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は上記水準の如何にかかわらず、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっています。

正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

正味事業費率 = 保険引受に係る事業費 ÷ 正味収入保険料

単位：百万円

区分	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
正味収入保険料		58,198	71,132	67,981	64,040	67,126
正味損害率		28.7%	37.9%	3.7%	21.0%	16.0%
正味事業費率		42.6%	40.7%	43.2%	45.6%	44.5%
保険引受収益		61,995	91,001	72,451	67,320	70,546
経常利益		98	23	143	16	200
当期純利益		10	36	△16	4	12
ソルベンシー・マージン比率		182.2%	160.2%	175.3%	185.4%	159.1
純資産額		1,587	1,605	1,600	1,614	1,617
総資産額		804,333	838,555	908,963	955,968	1,015,053
その他有価証券評価差額金		11	△5	5	15	6
地震保険評価差額金		5,458	△9,054	△4,540	1,722	3,063

地震保険と当社

地震保険制度発足の経緯

わが国は世界的にも「地震国」といわれていますが、地震災害はその発生がきわめて不確実であることや大地震の場合には甚大な被害をもたらすことから、通常では保険としては成立しにくいものと考えられていました。そのため長年にわたり、地震保険制度について研究、論議されてきましたが、実現には至りませんでした。

しかし、昭和39年6月の新潟地震を契機に実現に向けての気運が高まり、政府と損害保険業界で保険制度を検討した結果、昭和41年5月に「地震保険に関する法律」が制定され、この法律にもとづいて家計地震保険(注)制度が発足し、当社が設立されました。

(注) 損害保険では、家庭の様々な危険に対処するために個人が加入する保険を「家計分野の保険」とし、企業が加入する保険を「企業分野の保険」として区別しています。地震保険に関しても個人が加入する保険を「家計地震保険」と呼び、企業向け地震保険とは商品内容を異にしています。「地震保険に関する法律」は家計地震保険を対象として制定されています。

会社の特色

家計地震保険は、お客様(契約者)に確実に保険金を支払えるように政府、損害保険会社、当社の三者で再保険制度(いわばセーフティネット)を組んでいます。

またお客様からお預かりした保険料は損害保険会社から切り離し、政府と当社で管理し、運用しています。

当社はこのように再保険制度の中心にあって、政府、損害保険会社、当社の三者間の再保険手続きを行うとともに、お客様からお預かりした保険料の管理・運用を行う日本で唯一の地震再保険会社です。

☞ 再保険のしくみについてはP18の「再保険のしくみ」およびP42の「用語の解説」をご覧ください。

大震災への対応

当社の重要な使命は大震災の際、迅速かつ確実に再保険金を支払うことです。このため平時においても常勤役員と管理職により構成された震災対策委員会を常設して、役職員全員参加による大震災に備えた訓練や体制整備を毎年定期的の実施しています。

また、資産の管理・運用は保険金の支払いに支障をきたさないよう流動性(換金性)、安全性に細心の注意を払っています。具体的には次のとおりです。

震災対策委員会とその活動内容

部門横断の会社組織として震災対策委員会を常設し、年間計画に基づき大地震を想定した初期行動、再保険金支払演習等の訓練や緊急対応マニュアルの整備点検等を実施しています。

平成20年度は、役職員それぞれの緊急時の対応力のレベルアップを図るため、新たに導入した安否確認・情報伝達システムの操作演習と自宅周辺で被災した場合を想定した初期行動のイメージトレーニング、さらに徒歩による出社・帰宅訓練を実施しました。

換金性の高い資産による運用

当社は、首都直下地震が発生した際などには巨額の再保険金を短期間に支払う必要に迫られます。このため、責任に見合う運用資産は常に流動性の高い、高格付けの債券を中心に運用しています。また、換金時の価格リスクを軽減するため、債券は中期債による運用を基本としています。

会社の現況

中期経営計画

当社は、平成18年6月1日に創立40周年を迎え、これを機に「信頼と飛躍」をキーワードとして10年長期展望を策定し、新たなスタートを切りました。

10年を展望した当社の目指すべき将来像として

地震保険制度の充実・発展に積極的な役割を發揮
地震保険を通してステークホルダーから常に信頼される会社へ

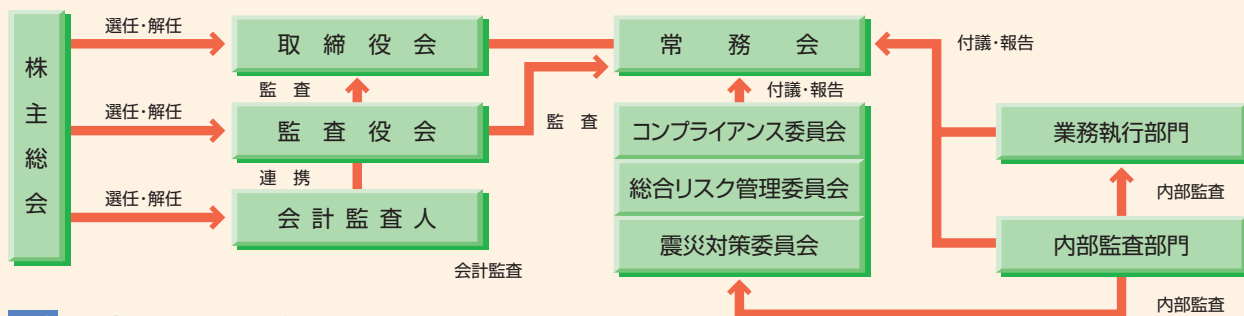
を掲げました。平成21年度にはその具体化に向けた第2次3カ年計画を18項目にまとめ、それをもとに当年度計画を策定して、達成に向けて邁進してまいります。

第2次3年計画	主な平成21年度施策（初年度）
1.地震保険制度の改善に向けた取り組みの実施	1. 地震保険制度見直しへの積極的な対応
2.当社が変革を迫られる事態の想定とその対応	・国内外の地震保険に関する情報収集の促進
3.再保険処理データ作成等の自前化推進	2. 株主元受社の再編に備えた対応
4.地震保険に係る各種資料の作成及び分析力の強化	3. 新業務システム稼働に伴う作業マニュアル全面見直し
5.新システムの構築の推進とシステム基盤の強化・刷新	4. 新業務システム活用の検討とその実施
6.国際会計基準の動向、月次決算実施を踏まえた対応	5. 新業務システム・フェーズIIの構築
7.リスク管理機能のシステム化の構築	・コンティンジェンシープランの見直し
8.流動性確保を前提とした効率的運用の推進	6. 国際会計基準の動向調査、月次決算対応の準備調査
9.リスク分散方法および効率的なヘッジ手法の研究を実施	7. リスク分析方法の多様化への対応
10.社員全員の業務知識のレベルアップと専門家の育成	8. 緊急時の流動性の再検証
11.社員の人生プランを制度面で支援	・財務部の各員ごとの購入枠を設けた実践運用の実施
12.人事制度、職場環境改善の推進	・100億円の円債運用枠によるアクティブ運用の実施とヘッジ手法の検証
13.事業継続計画の拡充・高度化	9. 効率的なリスク分散方法の検証
14.危険準備金不足時の対応策の確立	10. 役職員から講師を選抜し全社的な勉強会を実施
15.損害査定費用支払業務の合理化	11. 新年金制度の導入
16.地震保険の周知、加入促進への積極的な取り組み	・60歳以降の雇用確保および早期退職制度の導入
17.元受社等への情報開示および情報発信の推進	12. メンタル診断に基づく研修の実施
18.コーポレートガバナンスの強化	・管理職のマネジメント能力向上策の検討、実施
	13. 震災対策・各チーム対応マニュアルのBCPの観点からの見直し
	・大震災を想定した訓練の実施
	14. 危険準備金不足時の対応策の検討
	15. 損害査定費用支払業務改善策の検討
	16. 消費者ニーズに合わせた商品内容・料率体系のあり方の検討
	・制度共済や保険・地震学関係者との交流の強化
	17. 元受社向けマニュアル・書式、保険成績等のHP上での公開の検討
	・HPを利用した運用成績の開示
	18. システムリスクの管理強化
	・コンプライアンスプログラムの推進

運営体制

コーポレート・ガバナンスの態勢

当社は、コーポレート・ガバナンスの確立を重要な経営課題と位置づけ、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、健全かつ適正な業務運営に努めています



委員会による運営

当社は、常務会直属の機関として、コンプライアンス委員会、総合リスク管理委員会を設置し、法令遵守、リスク管理の体制を構築して監督機能を強化、健全・透明な事業運営を目指しています。また大規模地震の発生に備え、保険金の支払体制や支払資金計画等を整備する震災対策委員会を設けて、大震災への即応体制をとっています。

各委員会の毎年の運営方針や運営状況は定期的に常務会、取締役会に付議または報告されます。

コンプライアンス

当社は法令等の遵守を経営の最重要課題のひとつと位置付け、保険会社として求められる健全な企業風土の醸成に努めています。コンプライアンス推進体制を確立するため社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会がコンプライアンスを一元的に管理・推進していく体制としています。

また、法令遵守の促進と違法行為の防止発見のために社内相談窓口に加えて、社外に「コンプラホットライン」を設置しています。

平成21年度も引き続き、コンプライアンスに関するヒヤリングおよび全社研修を実施して、コンプライアンスの推進に努めます。

情報保護について

当社は情報資産の保護を経営の最重要課題のひとつと位置付け、その安全対策の基本方針である「セキュリティ・ポリシー」を掲げ、具体的な実施要領としての「安全対策基準」を定め、会社を取り扱う情報資産の適切な保護に努めています。

特に、個人情報保護については「プライバシー・ポリシー」、「個人情報保護規程」、「個人データ安全管理基準」において、個人情報の適切な取得、利用、保管方法等について定め、適正な取り扱いを行っています。

 震災対策委員会についてはP4の「大震災への対応」をご覧ください。

リスク管理の体制

金融機関の抱えるリスクは、ますます多様化、複雑化し、今後の経営の安全性、健全性を確保するため適切な管理体制の構築が重要な課題となっています。

当社におきましても、リスク管理を統括する「総合リスク管理委員会」を設置し、リスクの状況を正確に把握し、適切に管理しています。また、リスク管理体制を整備し、管理機能の強化を図っています。

①資産運用リスクへの対応について

運用資産は約1兆円となっています。これらの資産については、大震災時の再保険金支払いを迅速かつ確実に行うことを第一義として、公共債を中心に運用しています。資産運用のリスク管理は毎年のリスク管理方針に従って行っていますが、主なものは以下のとおりです。

市場リスク

金利、為替に対する感応度やバリュー・アット・リスク (VaR) の計測、金利、為替の大幅な変動時の損失額の算出を行い、これらに基づいてリスク量を限定しています。

信用リスク

購入債券は格付け機関の格付けを参考に、信用力の高い発行体に限定するとともに、保有債券の信用力も常にチェックしています。また、特定企業グループや特定業種などへの集中を回避するため個別的な管理も行っています。

流動性リスク

個別債券毎の換金性を事前点検するとともに、全資産の換金性についても点検しています。

②事務リスクへの対応について

権限や事務手続き等の規程や事務処理マニュアルを常時見直し、正確で迅速な事務処理を徹底しています。また、内部監査において、規程等が網羅的かつ法令等に則っているかどうかを定期的にチェックしています。

③システムリスクへの対応について

システムリスクの管理にあたっては、「セキュリティポリシー」、それに基づいた「安全対策基準」を定め、情報資産の適切な保護に努めています。

監査・検査の体制

社外の監査および検査

当社は、経営および業務運営全般に関して保険業法第129条および第313条に基づく金融庁の検査ならびに地震保険に関する法律第9条に基づく財務省の検査の対象となっています。

またこの他に、会社法に基づき、会計監査人による会計監査を受けています。

社内の監査

監査役が行う会社法上の監査の他に、「監査部」による内部監査を行っています。

内部監査は、「会社における諸制度および諸活動の遂行状況を合法性と合理性の観点から公正かつ客観的な立場で検討、評価し、これにもとづき必要な助言、勧告を行い、会社の健全な発展と社会的な信頼向上に資すること」を目的として実施し、内部管理態勢を整備・確立することを目標としています。

平成21年度は、取締役会で決定された「内部監査方針・計画」にもとづき、新業務・経理システム開発状況および保険検査マニュアル対応状況の監査に重点を置き、また定例監査として全部門の内部統制状況等の監査を行うこととしています。

是正・改善提言を含む監査結果は、被監査部門に通知すると共に、常務会及び取締役会に報告しています。

内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき内部統制システム構築の基本方針を取締役会において次のとおり決議し、適切に履行しています。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法362条4項6号、会社法施行規則100条1項4号)

- (1) コンプライアンス体制に係る規程ならびに役員および社員が法令等を遵守した行動をとるためのコンプライアンス行動宣言を定めるとともに、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、役員および社員の教育等を行う。
- (2) 監査部を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性および妥当性を確保する。
- (3) 上記の活動は定期的に取り締役会および常務会に報告するとともに、必要に応じ都度電磁的方法等によりステークホルダーに開示する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則100条1項1号）

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項は、取締役会規程その他別途定める社内規程に従って管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則100条1項2号）

- (1) リスク管理の統括的な方針であるリスク管理方針を策定するとともに、全社的リスク管理体制を規定する総合リスク管理規程を定める。
- (2) 全社的リスク管理を統括する総合リスク管理委員会を設置し、リスク管理状況を把握、適切に管理するとともにリスク管理体制の整備を行う。
- (3) リスク管理部門として、管理部リスク管理グループを設置し、リスク管理方針、規程に基づいてリスク管理を行い、その状況を定期的に取り締役会、常務会および総合リスク管理委員会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則100条1項3号）

- (1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- (2) 取締役会長、取締役社長、専務取締役、常務取締役および常勤監査役による常務会を設置し、経営課題に関する協議および経営報告を行う。常務会は原則として毎月1回以上開催する。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則100条1項5号）

親会社や子会社が生じた場合には、企業集団における業務の適正を確保するための措置を講ずることとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則100条3項1号）

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、その必要に応じた使用人を監査役の補助者に任命する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則100条3項2号）

- (1) 監査役は、前号の使用人を補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- (2) 上記の補助者の人事異動、人事評価または懲戒処分には、常勤監査役の同意を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則100条3項3号）

- (1) 監査役は、取締役会に出席するとともに常務会および各種委員会等社内重要会議に出席することができる。

- (2) 取締役（非常勤取締役を除く。）は、取締役会、常務会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
- (3) 取締役（非常勤取締役を除く。）および使用人は、以下の事項を発見した場合には、社内規程にもとづき監査役に報告する。
- イ. 会社に著しい損害を与えるおそれのある事実
 - ロ. 重大なコンプライアンス違反
 - ハ. 就業規則に定める懲戒事由に該当する事項
 - ニ. その他上記に準ずる事項

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則100条3項4号）

- (1) 監査役の過半数は社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。
- (2) 監査役は、監査役会が承認した監査役会規程および監査役監査規程にもとづき監査を実施する。監査の実施にあたっては、公認会計士その他必要と認める者を活用する。

以上

社会貢献活動

救命技能認定証の取得

大地震をはじめとする各種災害発生時の負傷者救護や平時においても事故で負傷した方や急病者の応急手当に役立てるため、全ての役員および社員に対して財団法人東京救急協会「上級救命技能認定」の取得を義務づけています。

加えて、同認定取得者には3年毎の更新講習を受講させ、知識と技能のブラッシュアップを図っています。

地球環境問題

当社では平成18年にISO14001環境マネジメントシステムを導入し、地球環境保護活動を推進しています。環境目標には当社の業務内容等を考慮して、省エネルギー、省資源および資源のリサイクルを目的に「電気使用量の削減」、「コピー紙使用量の削減」、「廃棄物の適正処理」および「グリーン購入の推進」の4点を掲げ取り組んでいます。

昨年度は、環境管理担当者および事務局メンバーが幅広い環境問題に対する基本的な知識を身につけ、各々が問題意識を日常の行動に移していけるように、東京商工会議所のeco検定を取得しました。今年度も引き続き、新任の環境管理担当者を中心にeco検定の取得にチャレンジしてまいります。

ボランティア

毎年、使用済み切手やプリペイドカード等を集め中央区福祉協議会を通じて社会福祉団体に寄付するとともに、中央区の「花咲く街角（草花の植付け）」に参加し、花壇に草花の植付けやその管理を行う地域活動を行っています。

また、社員のボランティア活動を支援するため、最長で1ヶ月間の休暇が取得できるボランティア休暇制度を整備するとともに、社外では、(財)さわやか福祉財団の法人会員となり同財団を支援しています。

トピックス

地震再保険事務システムの構築

地震再保険業務の充実・拡張に向けたシステム基盤構築およびセキュリティ機能強化のため、平成19年度より全面刷新を進めてまいりました地震再保険業務システムが平成20年11月より本格稼働いたしました。このシステムにより、再保険金支払態勢がより強化されたほか、これまで損害保険料率算出機構に委託しておりました再保険事務関連業務の大部分を当社で行うことが可能となりました。

今後も本システムの機能拡張を継続するほか、本システムで蓄積したデータを元に地震保険に関する分析を行うための新たなシステムを平成21年度下半期の稼働を目指して開発中です。

新経理システムの稼働

平成21年4月にこれまでの経理システムから新経理システムへの全面移行を行いました。このシステムにより税制、会計制度変更等の外部環境変化への対応が容易になることに加え、セキュリティ機能もより強固なものとなっています。

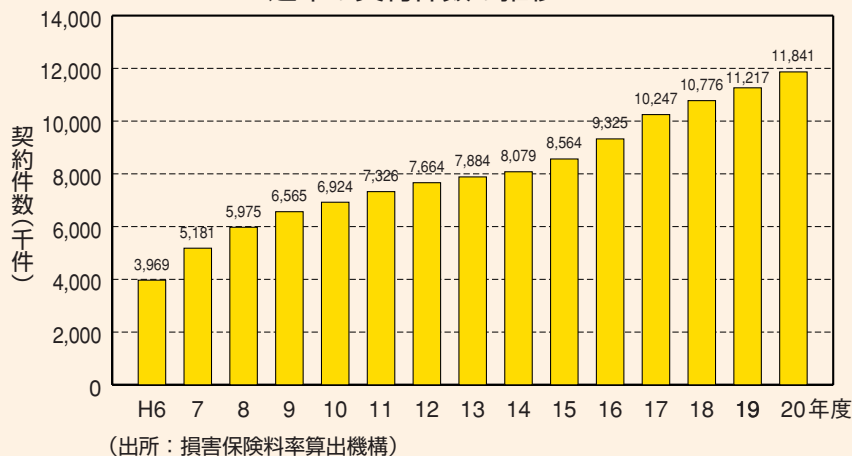
中国当局主催の国際会議で講演

中国保険監督管理委員会主催の国際会議（北京、平成20年10月22日開催）に出席し、日本の地震保険制度についての講演を行いました。四川大地震発生を受けて自然災害プール制度設立の検討を加速させている中国当局による、世界各国の仕組み・ノウハウ等を参考とするための招聘に応えたものです。会議の前日には、他の参加国・地域の代表者とともに、震源地にほど近く被害の大きかった四川省の都江堰、綿竹、徳陽などを視察しました。



地震保険契約件数が1,184万件に

近年の契約件数の推移



平成21年3月末現在の地震保険の契約件数が、前年同期より約62万件（5.6%）増加し、1,184万件に達しました。財務省および損保業界による広報や保険募集時の地震リスクについての啓蒙などの継続的な活動に加え、平成20年岩手・宮城内陸地震や岩手県沿岸北部を震源とする地震などの発生により、国民の防災意識がさらに向上したため、一層普及が拡大しています。

損害保険料率算出機構が基準料率の変更を届出

損害保険料率算出機構が建物の構造区分の判定基準をよりわかりやすいものに見直す内容の地震保険基準料率の変更に関する届出を平成20年11月28日付および平成21年3月25日付で金融庁に行いました。同機構の会員である保険会社は金融庁への届出によりこの基準料率を使用することができます（実施時期は未定）。

再保険スキームの改定

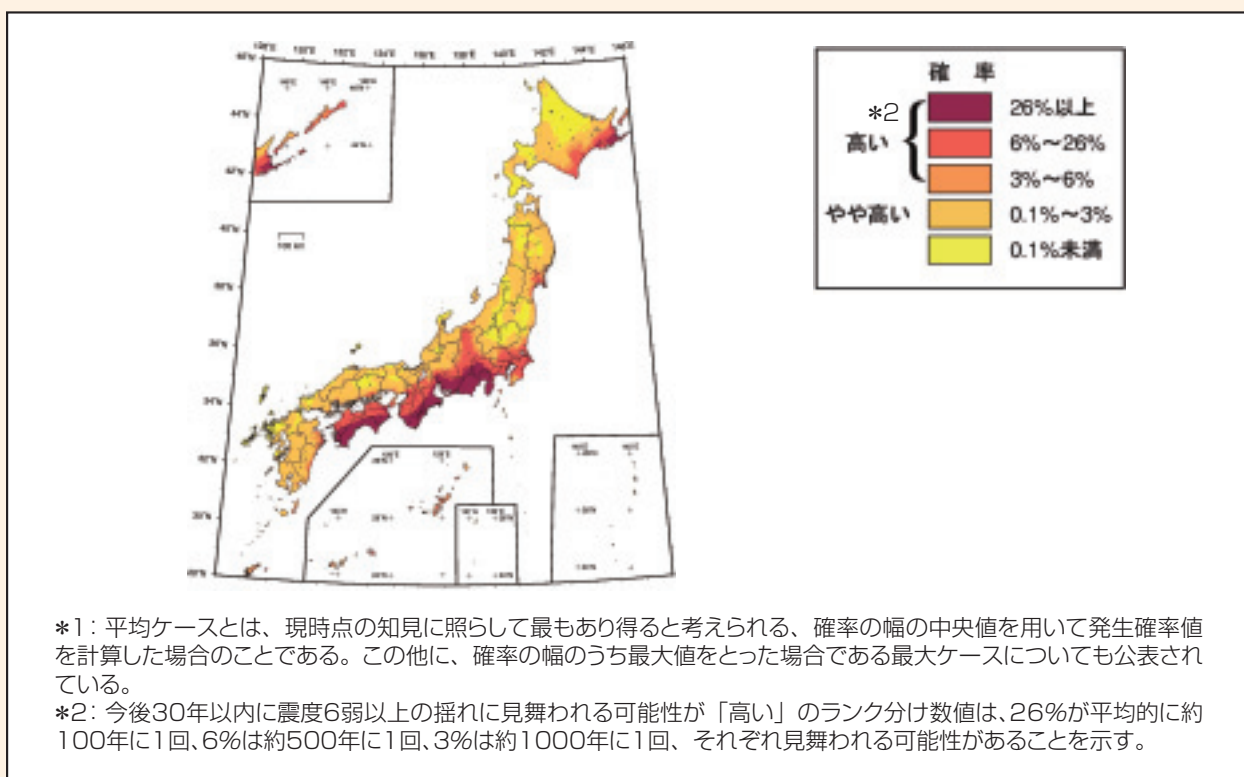
平成21年4月1日に、官民の支払保険金の負担方法（再保険スキーム）が改定されました。1回の地震等に支払われる保険金の総支払限度額は従来どおり5兆5,000億円ですが、当社および損害保険会社の危険準備金増加を反映させ、責任限度額は、当社6,056億円（456億円増）、損害保険会社5,931.5億円（446.5億円増）、政府4兆3,012.5億円（902.5億円減）となりました。詳細は、P20をご覧ください。

地震に関する話題

地震動予測地図の更新

平成17年3月に政府の機関である地震調査研究推進本部から公表された「全国を概観した地震動予測地図」のうち「確率論的地震動予測地図」が2008年版として平成20年4月に更新されました。

今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率（平均ケース*1）



（出典：地震調査研究推進本部「全国を概観した地震動予測地図」2008年版報告書より）

※地震調査研究推進本部

阪神・淡路大震災を契機に、地震調査研究の推進体制の整備等を目的として、地震防災対策特別措置法が制定され、同法に基づき、平成7年7月に地震調査研究推進本部が設置されました。平成17年3月に「全国を概観した地震動予測地図」として「確率論的地震動予測地図」と「震源断層を特定した地震動予測地図」の2種類の地図を公表しています。

地震保険と再保険のしくみ

地震保険は、居住の用に供する建物およびそれに収容される家財（生活用動産）を対象とする火災保険（注）に、セットして契約することになっており、地震保険のみを単独で契約することはできません。火災保険を契約する際、地震保険を希望しない場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認」欄に押印が必要です。

また、現在ご契約の火災保険の契約時に地震保険を契約しなかった場合でも、保険期間の途中から地震保険を契約することもできます。なお、警戒宣言*が発せられた場合、契約できなくなる地域があります。

※詳しくは用語の解説（P42）をご覧ください。

補償される損害

地震もしくは噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害

・火災保険では、①地震等による火災（およびその延焼、拡大損害）によって生じた損害②火災が地震等によって延焼、拡大したことにより生じた損害はいずれも補償の対象とはなりません。これらの損害を補償するためには地震保険が必要です。



保険の対象

居住の用に供する建物および家財（生活用動産）

以下のものは対象外となります。

工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・骨とう、通貨、有価証券（小切手、株券、商品券等）、預貯金証書、印紙、切手、自動車等。



保険期間

短期、1年または長期（2年～5年）

保険金額

火災保険の保険金額の30%～50%の範囲内で地震保険の保険金額を契約者に設定していただきます。ただし、建物は5,000万円（注）、家財は1,000万円が限度です。

（注）火災保険

普通火災保険、住宅火災保険、住宅総合保険、積立火災保険、積立火災総合保険、積立生活総合保険、店舗総合保険等

（注）マンション等の区分所有建物の保険金額は、各区分所有者ごとに専有部分と共有持分を合わせて、5,000万円が限度となります。

保険金の支払

地震保険では、保険の対象である建物または家財が全損、半損または一部損となったときに保険金が支払われます。

保険の対象	損害の程度	保険金支払額
建物・家財	全 損	保険金額の100%〔時価(※)が限度〕
	半 損	保険金額の 50%〔時価の50%が限度〕
	一 部 損	保険金額の 5%〔時価の5%が限度〕



損害の認定基準

「全損」「半損」「一部損」とは、次の場合をいいます。

損害の程度	建 物		家 財
	主要構造部の損害額	焼失、流失した床面積 (一部損は床上浸水等)	家財の損害額
全 損	建物の時価の 50%以上	建物の延床面積の 70%以上	家財の時価の 80%以上
半 損	建物の時価の 20%以上50%未満	建物の延床面積の 20%以上70%未満	家財の時価の 30%以上80%未満
一 部 損	建物の時価の 3%以上20%未満	建物が床上浸水または地盤面 から45cmを超える浸水を受 け損害が生じた場合で、全損 ・半損に至らない場合	家財の時価の 10%以上30%未満

保険金をお支払いできない主な場合

- 故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 地震の発生日から10日以上経過後に生じた損害
- 戦争、内乱などによる損害
- 地震等の際の紛失・盗難の場合

保険金総支払限度額

1回の地震等につき支払われる保険金の総支払限度額(※)は、平成20年4月に改定され、5兆5,000億円となっています。(なお、平成21年4月に、当社、損害保険会社および政府の責任限度額や責任負担の方法が改定されています。詳細はP20をご覧ください。)

支払うべき保険金の総額が総支払限度額を超過する場合、法律によって各契約ごとの保険金を削減することができます。

※時価

新築価額から、使用年数に相当する減価額を控除した価額をいいます。

※総支払限度額

「地震保険に関する法律」にもとづき、1回の地震等により政府および民間保険会社が支払う保険金の総支払限度額が定められています。詳しくは当社、損害保険会社および政府の保険責任(P20)、用語の解説(P43)をご覧ください。

保険料率

地震保険料率は、「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき、損害保険料率算出機構が算出しており、将来の保険金の支払いに充てられる部分である「純保険料率」と保険会社の経費および代理店手数料等に充てられる部分である「付加保険料率」から構成されています。

地震保険料率＝純保険料率＋付加保険料率

「純保険料率」は、政府の機関である地震調査研究推進本部が「確率論的地震動予測地図」を作成する際に使われた、今後被害をもたらす可能性があるとして想定した全ての地震（震源数：約73万震源モデル）を対象として算出しています。

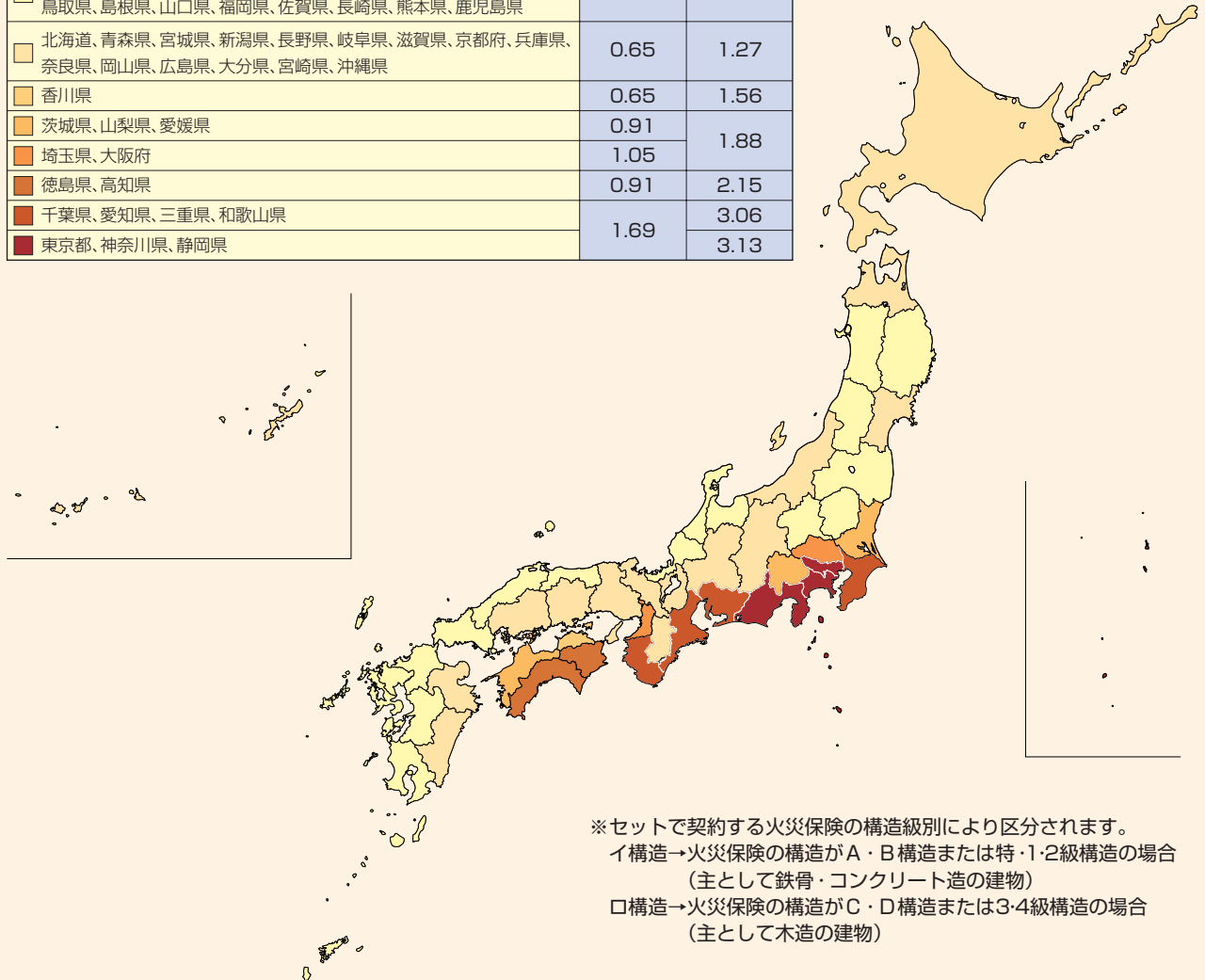
実際に適用される保険料率は、保険の対象である建物および家財を収容する建物の構造別、所在地別に定めている基本料率に、耐震性能に応じた割引率（所定の確認資料が必要です。）を乗じることにより計算します。

基本料率(建物、家財とも)

基本料率は保険の対象である建物および家財を収容する建物の構造、所在地により決定します。

保険金額1,000円あたり保険期間1年につき （単位：円）

都道府県	構造	イ構造*	ロ構造*
岩手県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県		0.50	1.00
北海道、青森県、宮城県、新潟県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、大分県、宮崎県、沖縄県		0.65	1.27
香川県		0.65	1.56
茨城県、山梨県、愛媛県		0.91	1.88
埼玉県、大阪府		1.05	2.15
徳島県、高知県		0.91	3.06
千葉県、愛知県、三重県、和歌山県		1.69	3.13
東京都、神奈川県、静岡県			



※セットで契約する火災保険の構造級別により区分されます。
 イ構造→火災保険の構造がA・B構造または特・1・2級構造の場合
 （主として鉄骨・コンクリート造の建物）
 ロ構造→火災保険の構造がC・D構造または3・4級構造の場合
 （主として木造の建物）

地震調査研究推進本部についてはP11をご覧ください。

割引率

以下の(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)の場合に、前頁の**基本料率が割り引かれます**。ただし、重複適用はできません。
なお、割引の適用を行うためには、所定の確認資料が必要となります。

(イ) 免震建築物割引

法律にもとづき定められた**免震建築物** (※) である建物およびその建物に収容された家財

割引率	30%
-----	-----

(ロ) 耐震等級割引率

法律にもとづき定められた**耐震等級** (※) に該当する建物およびその建物に収容された家財

耐震等級	1	2	3
割引率	10%	20%	30%

(ハ) 耐震診断割引

耐震診断または耐震改修の結果、法律の規定と同等の**耐震性能を有すること** (※) が確認できた建物およびその建物に収容された家財

割引率	10%
-----	-----

(ニ) 建築年割引率

昭和56年6月以降に新築された建物およびその建物に収容された家財

割引率	10%
-----	-----

※免震建築物

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項により免震建築物であると評価された建築物を指します。

※耐震等級

住宅の耐震等級とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項の一つである耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」において住宅の耐震性能を評価した指標のことをいい、次のとおり定められています。

耐震等級3	極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度
耐震等級2	極めて稀に発生する地震による力の1.25倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度
耐震等級1	極めて稀に発生する地震による力に対して倒壊・崩壊しない程度

※耐震性能を有すること

建築基準法に定める現行耐震基準に適合することを指します。

長期契約の料率

長期契約(2年～5年、長期保険保険料払込特約条項を付した契約)の保険料率は、基本料率と割引率から算出された料率に以下の長期係数を乗じたものとなります。

期 間	2 年	3 年	4 年	5 年
係 数	1.90	2.75	3.60	4.45

保険料計算例

所在地：兵庫県、建物構造：口構造（木造）、建築年月：平成12年1月の建物の場合
主契約となる火災保険の保険金額：建物2,000万円、家財600万円

1. 地震保険の保険金額を決定：ここでは、付保割合（※）を50%とします。
建物の保険金額の計算：火災保険の保険金額×50%=1,000万円
家財の保険金額の計算：火災保険の保険金額×50%=300万円
2. 保険料率を確認：兵庫県の口構造の基本料率→1.27
3. 割引率の確認：昭和56年6月以降新築→建築年割引を適用し、割引率は10%

建物
地震保険料の計算： $10,000千円 \times \underbrace{1.27 \times (100\% - 10\%)}_{1.14} = 11,400円$

家財
地震保険料の計算： $3,000千円 \times \underbrace{1.27 \times (100\% - 10\%)}_{1.14} = 3,420円$

地震保険料控除制度

平成19年1月から地震保険料控除が創設されています。地震保険の払込保険料に応じて、一定の額（所得税は最高5万円、個人住民税は最高2万5千円）がその年の契約者（保険料負担者）の課税所得から差し引かれ、税負担が軽減されます。

※経過処置として以下の要件を満たす一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料については、地震保険料控除の対象とすることができます。

- (1) 平成18年12月31日までに締結した契約（保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除く）
- (2) 満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約
- (3) 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの

ただし、ある一つの損害保険契約等又はある一つの長期損害保険契約等が、地震保険契約と一定の長期損害保険契約のいずれにも該当する場合には、納税者の選択によりいずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

※付保割合

火災保険金額に対する地震保険金額の割合を指します。地震保険では30～50%の範囲内で設定することとなっています。

【参考】警戒宣言が発令されたとき

大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令されたときは、同法で指定する東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険（新規・増額）はお引き受けできません（前年同条件での更改契約を除く）。

東海地震に係る地震防災対策強化地域（平成21年4月1日現在）



再保険のしくみ

巨大地震等が発生した場合、多額の保険金の支払いが予想されますが、損害保険会社の支払能力には限度がありますので、**再保険によって政府が保険責任を分担するという官民一体の制度**となっています。

当社は、損害保険会社が引き受けた地震保険契約の全責任を再保険により引き受け、その責任を均質化して損害保険会社および政府に対しそれぞれの限度額に応じて再々保険し、その残余の責任額を負担しています。

損害保険会社から当社への再保険〔地震保険再保険特約(A)〕…A特約

日本国内で営業している損害保険各社と当社との間で再保険特約を締結しており、この再保険特約によって損害保険会社は「地震保険に関する法律」にもとづいて引き受けた地震保険契約の保険責任の全額をもれなく当社に再保険し、当社は拒否することなくこれを引き受けることが定められています。

当社から損害保険会社への再々保険〔地震保険再保険特約(B)〕…B特約

当社は、損害保険会社と個別に再保険特約を締結して、A特約によって引き受けた保険責任のうちの一部を損害保険会社に再々保険しています。損害保険各社の引き受け割合は、地震保険の危険準備金残高などに応じて決められています。

当社から政府への再々保険〔地震保険超過損害額再保険契約〕…C契約

当社は、政府と地震保険超過損害額再保険契約を締結して、A特約によって引き受けた保険責任のうち国会で承認された責任限度額を政府に再々保険しています。

保険金支払いのしくみ

地震等によって損害が生じたときは、契約者が損害保険会社へ保険金の請求をした後、損害保険会社は契約者へ保険金を支払います。

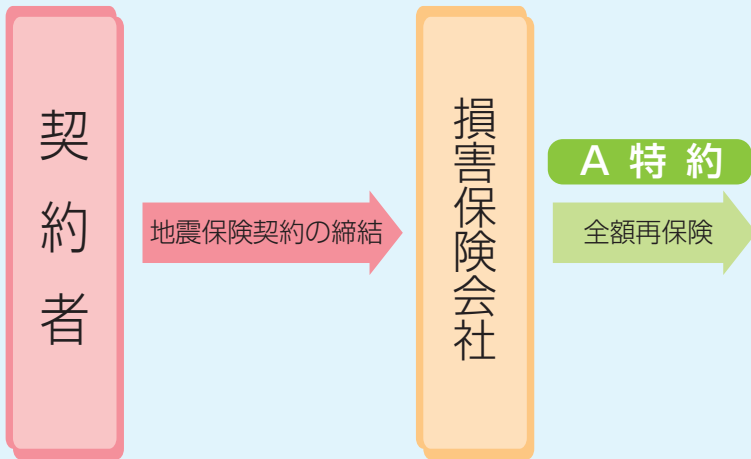
契約者へ保険金を支払った損害保険会社は、その支払った保険金の全額を再保険金として当社へ請求し、当社は損害保険会社へ再保険金を全額支払います。

したがって、当社の再保険金の支払額は、損害保険会社より契約者に支払った保険金と同額となります。

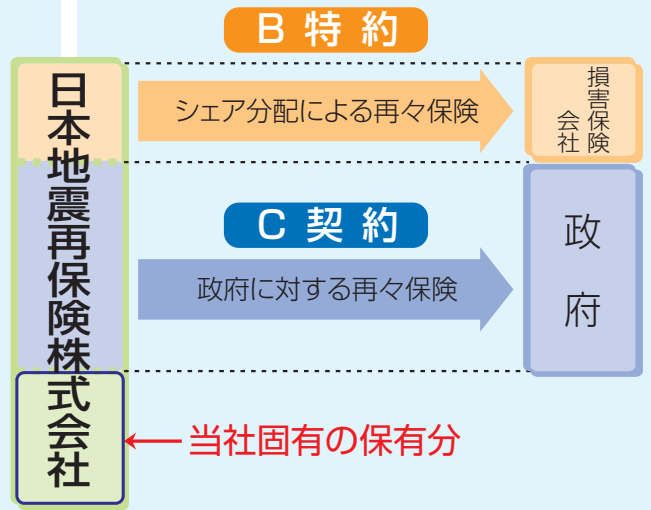
 地震保険制度発足以来の再保険金支払額についてはP22をご覧ください。

地震保険再保険の流れ

再保険の流れ



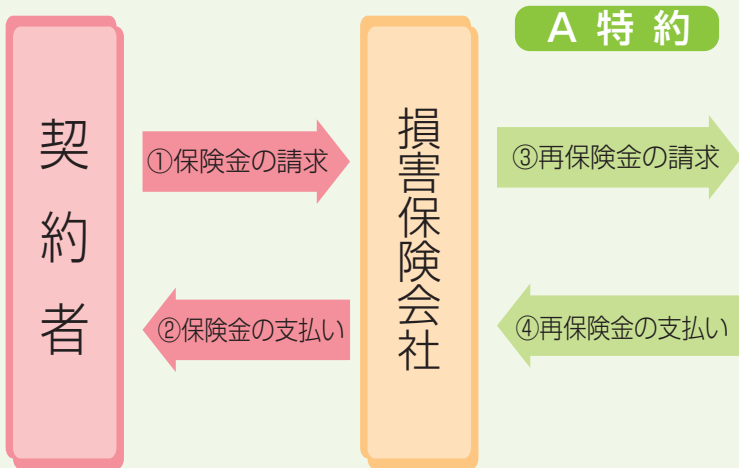
再々保険の流れ



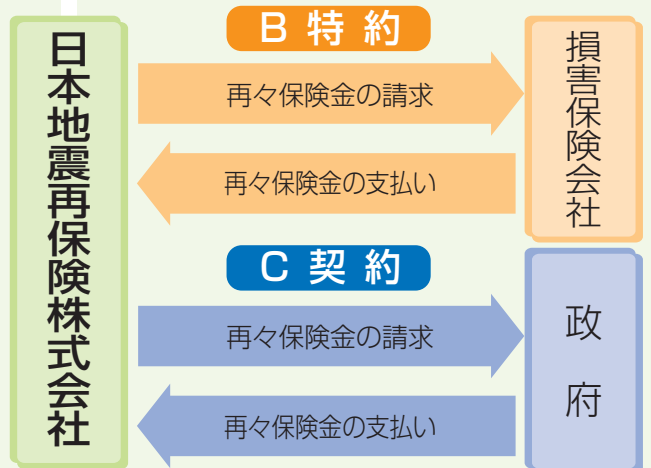
・地震保険に加入したい場合
既に火災保険や住宅総合保険に加入されている場合は、その損害保険会社へ、火災保険や住宅総合保険に加入されていない場合は、日本損害保険協会のホームページ等をご参照のうえ、ご希望の損害保険会社またはお近くの損害保険代理店に直接ご相談ください。

A特約にもとづき当社が引き受けた保険責任は、損害保険会社および日本国政府に再々保険し、その残余を当社が保有することにより、それぞれが保険責任を分担するしくみとなっています。

再保険金支払いの流れ



再々保険金支払いの流れ



・地震被害にあわれた場合
地震保険にご加入の方はご契約の損害保険会社または損害保険代理店にご連絡ください。

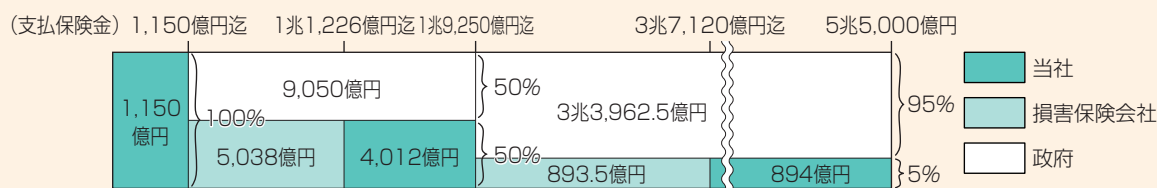
・損害保険会社が経営破綻した場合
地震保険については、損害保険契約者保護機構が破綻会社にかわって補償割合100%で保険金を支払います。

当社、損害保険会社および政府の保険責任

当社、損害保険会社および政府それぞれの責任限度額*や責任負担の方法を簡単に図示したものが再保険スキームです。

平成21年4月1日に以下のとおり改定されました。

負担方法(再保険スキーム)



※総支払限度額および責任限度額についてはP43,44の「用語の解説」をご覧ください。

責任限度額

当 社	6,056 億円
損 害 保 険 会 社	5,931.5億円
政 府	4兆3,012.5億円
合計(保険金総支払限度額)	5兆5,000 億円

平成20年度末での当社、損害保険会社の危険準備金および政府責任準備金の残高

契約者が支払った保険料のうち純保険料部分を将来発生する地震の保険金支払いに備えて、当社、損害保険会社は地震保険危険準備金として積み立て、政府は地震再保険特別会計における政府責任準備金として積み立てることが、法令で義務付けられています。

地震が発生し損害が生じれば、再保険スキームに定めた責任負担に応じてそれぞれ積み立てた中から取り崩して保険金をお支払いします。

当 社	4,600億円
損 害 保 険 会 社	4,973億円
政 府	1兆2,040億円
合 計	2兆1,103億円

- (注) 1. 損害保険会社の危険準備金には、税効果会計による繰延税金資産相当額が含まれています。
2. 政府責任準備金については、平成20年度決算が国会で承認された時点で確定値となります。

当社、損害保険会社および政府の負担額の具体例

例えば、1回の地震等により2兆円の保険金が支払われた場合、当社、損害保険会社および政府それぞれの負担額は以下のとおりとなります。

(単位：億円)

負担者	支払保険金			負担額合計
	1,150億円までの部分	1,150億円を超え19,250億円までの部分	19,250億円を超え2兆円までの部分	
当 社	1,150	4,012	—	5,162
損 害 保 険 会 社	—	5,038	37.5	5,075.5
政 府	—	9,050	712.5	9,762.5
合 計	1,150	18,100	750	20,000

地震保険契約都道府県別世帯加入率

(平成21年3月31日現在)

都道府県	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A)(%)	都道府県	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A)(%)
北海道	2,618	507	3,841,129	19.38	滋賀	496	89	777,903	18.07
青森	565	78	563,290	13.93	京都	1,096	203	1,761,193	18.58
岩手	499	58	476,483	11.63	大阪	3,821	919	7,457,770	24.06
宮城	891	277	2,348,734	31.17	兵庫	2,293	409	3,492,482	17.85
秋田	416	46	372,310	11.24	奈良	545	111	1,013,197	20.49
山形	395	44	378,422	11.33	和歌山	423	81	699,441	19.37
福島	740	101	847,921	13.69	鳥取	224	35	313,176	16.03
茨城	1,093	201	1,704,219	18.44	島根	273	29	268,658	10.92
栃木	740	120	1,052,206	16.31	岡山	766	122	1,035,107	16.03
群馬	752	89	748,974	11.85	広島	1,209	292	2,449,995	24.19
埼玉	2,827	655	5,237,420	23.20	山口	637	105	938,641	16.62
千葉	2,498	674	5,496,188	27.02	徳島	316	68	606,176	21.56
東京	6,160	1,842	15,063,799	29.90	香川	404	93	850,790	23.00
神奈川	3,832	1,086	8,803,374	28.34	愛媛	622	113	1,002,203	18.25
新潟	837	132	1,106,876	15.80	高知	347	71	597,837	20.62
富山	382	48	493,296	12.69	福岡	2,129	538	4,476,737	25.31
石川	435	77	633,831	17.72	佐賀	305	38	338,027	12.63
福井	269	44	442,351	16.38	長崎	606	57	468,760	9.44
山梨	330	77	757,284	23.41	熊本	718	155	1,338,699	21.59
長野	804	91	926,788	11.38	大分	500	80	726,594	16.12
岐阜	732	188	1,557,724	25.75	宮崎	493	93	739,909	18.94
静岡	1,413	339	2,999,929	24.04	鹿児島	778	153	1,139,297	19.75
愛知	2,822	969	8,004,094	34.35	沖縄	541	48	438,525	9.05
三重	710	169	1,392,849	23.88	全国計	52,324	11,841	98,180,634	22.63

(注) 1.世帯数は、平成21年3月末現在の数字が未確定のため、平成20年3月末現在の統計である。

2.地震保険件数・保険金額および付帯率は、損害保険料率算出機構統計による。

付帯率(※) 44.0

(※)付帯率は、平成19年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に対する地震保険契約が付帯されている割合である。

大きな地震災害が想定される地域の世帯加入率

(平成21年3月31日現在)

地震名	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A)(%)	今後30年以内に 発生する確率
関東大地震	23,277	6,149	50,794,282	26.42	ほぼ0%~1%
首都直下地震	16,412	4,460	36,305,002	27.18	70%程度
東海地震	22,134	6,095	50,239,455	27.54	87%(参考値)
東南海地震	21,003	5,313	44,062,325	25.30	60%~70%程度
南海地震	28,656	6,886	57,291,172	24.03	50%~60%程度

関東大地震(1都10県) : 東京、埼玉、千葉、神奈川、山梨、静岡、茨城、栃木、群馬、長野、愛知

首都直下地震(1都4県) : 東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城

東海地震(1都9県) : 東京、神奈川、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、埼玉、千葉、長野

東南海地震(2府11県) : 静岡、愛知、三重、大阪、奈良、和歌山、岐阜、滋賀、京都、兵庫、千葉、神奈川、徳島

南海地震(2府21県) : 三重、大阪、兵庫、奈良、和歌山、岡山、徳島、香川、愛媛、高知、京都、広島、山口、大分、宮崎、
千葉、神奈川、静岡、愛知、島根、福岡、熊本、鹿児島

(注) 1.損害保険料率算出機構の直近被害想定にもとづく、主な被災都府県を対象として当社で作成。

2.今後30年以内に発生する確率は政府の地震調査研究会推進本部の「平成21年(2009年)1月1日を基準日として算定した地震の発生確率値」による。

首都直下地震の確率は南関東のM7程度の地震の確率とした。

平成20年度 再保険金の支払状況

平成20年度の再保険金支払額は、平成20年岩手・宮城内陸地震、岩手県沿岸北部を震源とする地震の再保険金を中心に15,678件（保険証券の件数ベース）、9,350百万円となりました。主な地震の支払状況は以下のとおりです。

地震名等	発生日	マグニチュード	支払契約件数 (件数)	支払再保険金 (百万円)
1 平成20年岩手・宮城内陸地震	平成20年 6月14日	7.2	7,602	5,189
2 岩手県沿岸北部を震源とする地震	平成20年 7月24日	6.8	7,267	3,719
3 平成19年新潟県中越沖地震	平成19年 7月16日	6.8	223	117
その他の地震	—	—	586	323
平成20年度支払再保険金合計	—	—	15,678	9,350

再保険金支払額上位10地震等

地震保険制度発足以来、再保険金支払額が多かった上位10地震等については以下のとおりです。

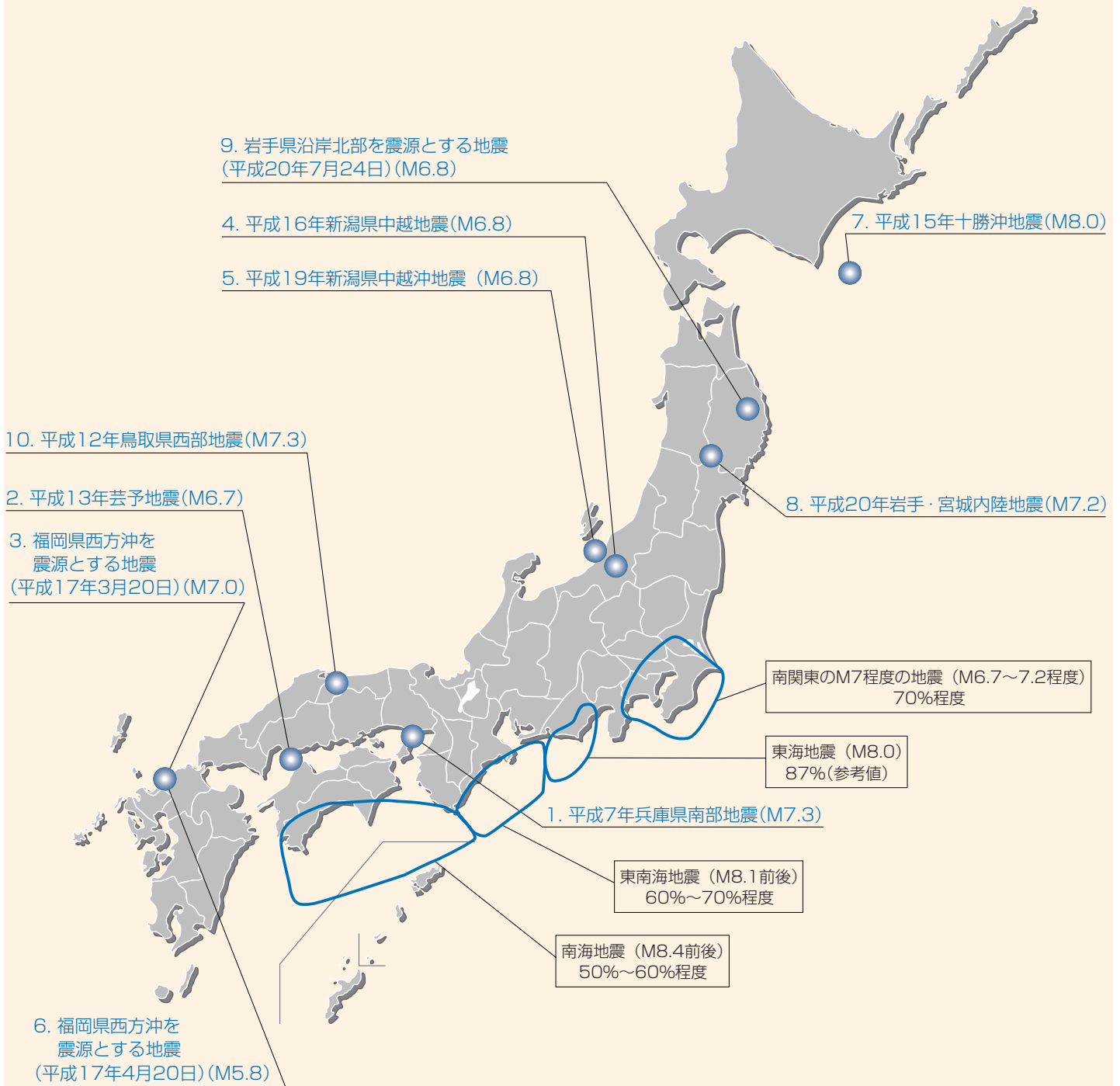
(平成21年3月31日現在)

地震名等	発生日	マグニチュード	支払契約件数 (件)	支払再保険金 (百万円)
1 平成7年兵庫県南部地震	平成 7年 1月17日	7.3	65,427	78,346
2 平成13年芸予地震	平成13年 3月24日	6.7	24,446	16,938
3 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 3月20日	7.0	21,934	16,874
4 平成16年新潟県中越沖地震	平成16年10月23日	6.8	12,590	14,885
5 平成19年新潟県中越沖地震	平成19年 7月16日	6.8	7,775	8,176
6 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 4月20日	5.8	11,259	6,378
7 平成15年十勝沖地震	平成15年 9月26日	8.0	10,537	5,979
8 平成20年岩手・宮城内陸地震	平成20年 6月14日	7.2	7,602	5,189
9 岩手県沿岸北部を震源とする地震	平成20年 7月24日	6.8	7,267	3,719
10 平成12年鳥取県西部地震	平成12年10月 6日	7.3	4,078	2,868

(注)「平成7年兵庫県南部地震」は、78,346百万円の支払となりましたが、当時の再保険スキームにより、その内政府は6,173百万円、当社は40,000百万円、損害保険会社は32,173百万円を負担しました。

当社で過去にお支払いした再保険金の上位10地震等の震源地およびマグニチュードは、下図のとりの分布となっております。地震名に記載の番号は、支払額の順位です。

また、参考までに、政府の地震調査研究推進本部が発表した南関東のM7程度の地震および東海地震、東南海地震、南海地震の震源域と今後30年以内の発生確率を併記します。



資料編

会社の概要

- 1 会社の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2 会社の組織・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 3 株主・株式の状況・・・・・・・・・・・・ 26
- 4 株主総会議案・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 5 役員の状況・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 6 従業員の状況・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 7 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

事業の概況

- 1 直近の事業年度における事業の概況・・・・・・・・ 30
- 2 直近の5事業年度における主要な業務の
状況を示す指標・・・・・・・・・・・・ 30
- 3 業務の状況を示す指標・・・・・・・・・・・・ 31

経理の状況

- 1 計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 2 リスク管理債権・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 3 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況・・ 40
- 4 債務者区分に基づいて区分された債権・・・・・・・・ 40
- 5 保険金等の支払能力の充実の状況・・・・・・・・ 40
(ソルベンシー・マージン比率)
- 6 時価情報等・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
(取得価額または契約価額、時価および評価損益)

用語の解説 ～地震保険を理解するために～・・・・ 42

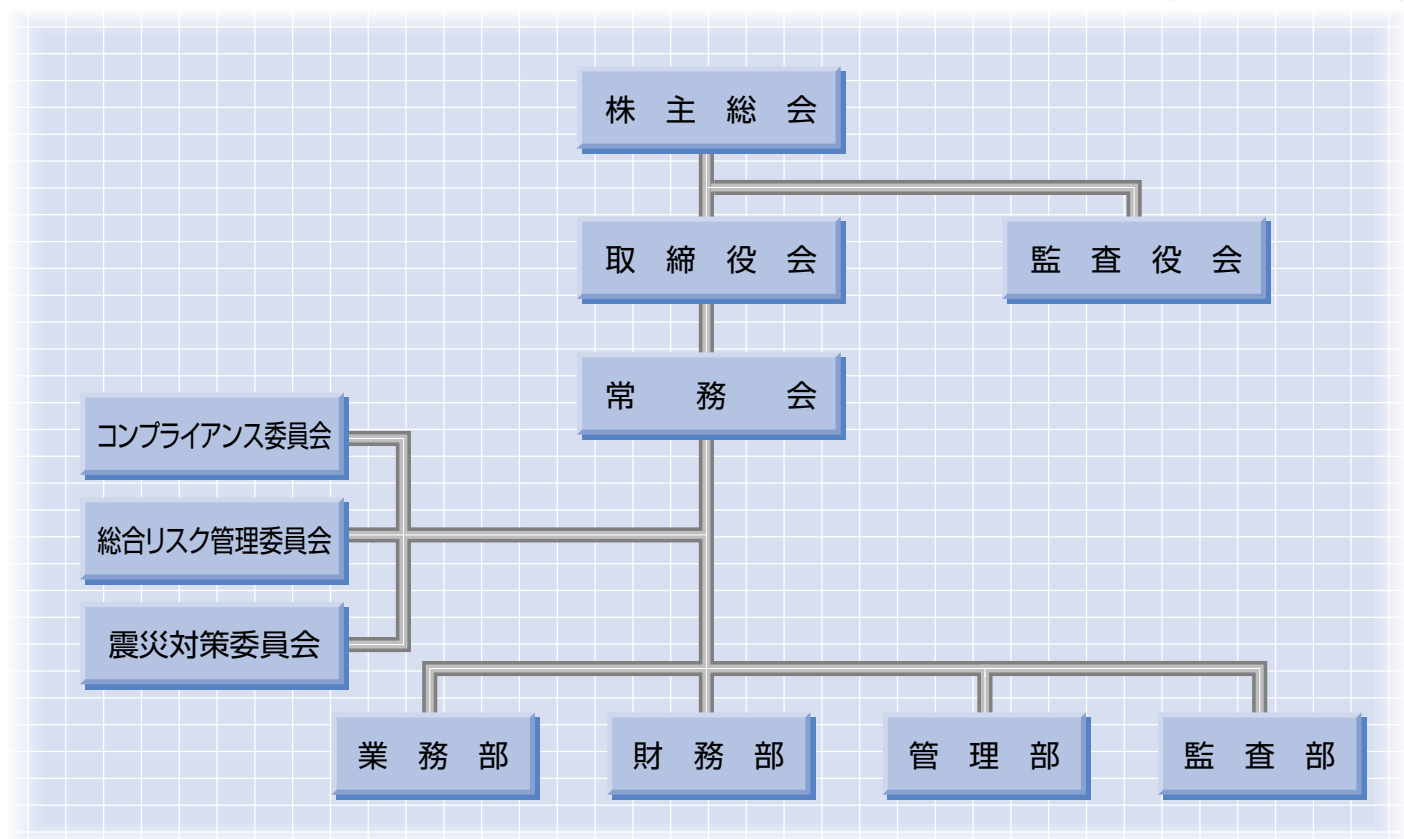
会社の概要

1 会社の沿革

昭和 41 年 5 月 30 日	国内損害保険会社20社の出資により資本金10億円で東京都千代田区に会社設立
昭和 41 年 6 月 1 日	地震保険事業免許を取得
昭和 41 年 6 月 1 日	営業開始
平成 8 年 7 月 1 日	所在地を東京都中央区に移転

2 会社の組織

(平成21年4月1日現在)



3 株主・株式の状況

(1) 基本事項

株主総会開催時期	定時株主総会は毎年4月1日から4ヶ月以内に開催 臨時総会の必要がある場合には随時招集し開催
決算期日	毎年3月31日
公告方法	当社のインターネットホームページ (http://www.nihonjishin.co.jp/) において提供しております。

(2) 株式状況

(平成21年3月31日現在)

発 行 す る 株 式 の 総 数	2,000 千株
発 行 済 み 株 式 の 総 数	2,000 千株
株 主 数	12 名

(3) 大株主（上位10位）

(平成21年3月31日現在)

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
東京海上日動火災保険株式会社	537	26.9
三井住友海上火災保険株式会社	338	16.9
株式会社損害保険ジャパン	321	16.1
日本興亜損害保険株式会社	208	10.4
あいおい損害保険株式会社	153	7.7
富士火災海上保険株式会社	123	6.2
ニッセイ同和損害保険株式会社	102	5.1
トーア再保険株式会社	93	4.7
日新火災海上保険株式会社	61	3.1
共栄火災海上保険株式会社	34	1.7

(4) 資本金の推移

(単位：億円)

年度	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
資 本 金	10	10	10

4 株主総会議案（第43期定時株主総会）

第43期定時株主総会を、平成21年6月30日（火）に損保会館16階理事会室において開催しました。報告事項および決議事項は以下のとおりです。

報告事項

第43期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件

本件は、上記の報告をいたしました。

決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件

本件は、若林勝三、鈴木秀夫、橋本正幸、白木博章、隅修三、江頭敏明、佐藤正敏、兵頭誠の8氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第2号議案 監査役1名補充選任の件

本件は、福島寛氏が選任され、就任いたしました。

第3号議案 退任監査役に対し記念品贈呈の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

5 役員状況

(平成21年6月30日現在)

役名および職名	氏名・生年月日	職	歴
取締役会長 (代表取締役)	わか ばやし しょう ぞう 若林 勝三 昭和18年11月23日	昭和42年4月 平成10年6月 平成13年7月 平成16年6月	大蔵省入省(現 財務省) 沖縄開発庁 事務次官就任(現 内閣府) 日本証券業協会 専務理事就任 当社 取締役会長就任(現職)
取締役社長 (代表取締役)	すす き ひで お 鈴木 秀夫 昭和25年4月10日	昭和48年4月 平成19年4月 平成20年6月	安田火災海上保険株式会社入社(現 株式会社損害保険ジャパン) 株式会社損害保険ジャパン 代表取締役専務執行役員就任 当社 取締役社長就任(現職)
常務取締役 (代表取締役)	はし もと まさ ゆき 橋本 正幸 昭和23年7月22日	昭和46年7月 平成14年6月 平成19年6月	東京海上火災保険株式会社入社(現 東京海上日動火災保険株式会社) 同社 常務取締役就任 当社 常務取締役就任(現職)
常務取締役 (代表取締役)	しら き ひろ あき 白木 博章 昭和22年8月30日	昭和45年4月 平成17年4月 平成18年4月 平成20年6月	住友海上火災保険株式会社入社(現 三井住友海上火災保険株式会社) 三井住友海上火災保険株式会社 常務執行役員就任 三井住友海上きらめき生命保険株式会社 専務取締役就任 当社 常務取締役就任(現職)
取締役 (非常勤)	すみ しゅう ぞう 隅 修三 昭和22年7月11日	昭和45年4月 平成19年6月 平成19年6月	東京海上火災保険株式会社入社(現 東京海上日動火災保険株式会社) 東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長就任(現職) 当社 取締役就任(現職)
取締役 (非常勤)	え がしら とし あき 江頭 敏明 昭和23年11月30日	昭和47年4月 平成18年6月 平成18年6月	大正海上火災保険株式会社入社(現 三井住友海上火災保険株式会社) 三井住友海上火災保険株式会社 取締役社長就任(現職) 当社 取締役就任(現職)
取締役 (非常勤)	さ とう まさ とし 佐藤 正敏 昭和24年3月2日	昭和47年4月 平成18年6月 平成18年6月	安田火災海上保険株式会社入社(現 株式会社損害保険ジャパン) 株式会社損害保険ジャパン 取締役社長就任(現職) 当社 取締役就任(現職)
取締役 (非常勤)	ひょう どう まこと 兵頭 誠 昭和20年1月25日	昭和42年4月 平成19年4月 平成19年6月	日本火災海上保険株式会社入社(現 日本興亜損害保険株式会社) 日本興亜損害保険株式会社 取締役社長就任(現職) 当社 取締役就任(現職)
常勤監査役	は せがわ てる まさ 長谷川 光正 昭和18年9月12日	昭和43年4月 平成16年6月 平成19年6月	社団法人日本損害保険協会入社 同協会 常務理事就任 当社 常勤監査役就任(現職)
監査役 (非常勤)	こ だま ただ し 児玉 正之 昭和22年11月11日	昭和45年4月 平成16年4月 平成16年6月	大東京火災海上保険株式会社入社(現 あいおい損害保険株式会社) あいおい損害保険株式会社 取締役社長就任(現職) 当社 監査役就任(現職)

役名および職名	氏名・生年月日	職 歴
監査役 (非常勤)	たて やま いち ろう 立山 一郎 昭和18年6月8日	昭和42年4月 同和火災海上保険株式会社入社(現 ニッセイ同和損害保険株式会社) 平成18年4月 ニッセイ同和損害保険株式会社 取締役社長就任(現職) 平成18年6月 当社 監査役就任(現職)
監査役 (非常勤)	ふく しま ひろし 福嶋 寛 昭和23年4月9日	昭和46年4月 東亜火災海上再保険株式会社入社(現 トーア再保険株式会社) 平成21年6月 トーア再保険株式会社 取締役社長就任(現職) 平成21年6月 当社 監査役就任(現職)

6 従業員の状況

(平成21年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
28名	40.7歳	11.0年	7,770,894円

- (注) 1. 従業員数は就業人員数です。
 2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。
 3. 従業員には、使用人兼取締役、退職者、派遣社員を含んでいません。

7 その他

役員報酬

平成20年度において、当社の役員に支払った報酬の金額は69百万円です。

監査法人に対する報酬

平成20年度において、当社が新日本有限責任監査法人に支払った報酬の金額は8百万円です。

事業の概況

1 直近の事業年度における事業の概況

国内外での地震の影響による地震保険への関心の高まりや保険料率の引下げ等を背景に、契約件数は前年度に引き続き増加し、収入保険料についても、前年度に比べ増加いたしました。支払保険金は、平成20年岩手・宮城内陸地震等による支払いがありました。前年度に比べ件数、金額とも下回りました。

資産運用については、世界的な景気後退と金融危機の下で金利は低下し、為替は円高ユーロ安が急激に進行するなど厳しい環境下ではありましたが、前年を上回る運用益を確保することができました。

一方、事業費については、業容が拡大する中で経費削減に努めるとともに効率的な事業運営を心がけた結果、前年度並みの水準に抑えることができました。

(1) 地震保険成績の概要

イ. 収入保険料と支払保険金 3(1) ①③

当年度は、保険契約の件数は増加し、平成19年10月からの料率改定もありませんでしたが、受再保険料も増加し、正味収入保険料は671億円となりました。

一方、保険金の支払いは、平成20年岩手・宮城内陸地震や岩手県沿岸北部地震等で93億円となりました。

ロ. 責任準備金 3(5)

この結果、正味収入保険料から受再保険手数料等を控除した正味保有保険料325億円と運用益30億円の合計356億円を危険準備金に積み増しました。

また、前記の保険金、支払備金の繰入および広告宣伝費用を加えた過年度危険準備金取崩額が94億円となったことにより、当年度末危険準備金は4,600億円となりました。

この危険準備金に未経過保険料積立金と払戻積立金を加えた結果、当年度末責任準備金は5,452億円となりました。

ハ. 受託金

受託金勘定として表示している元受保険会社等の危険準備金については、正味保険料および運用益の合計241億円（前年度比2.5%増）を積み増し、他方、広告宣伝費用9億円を取り崩した結果、当年度末危険準備金は4,973億円（前年度比4.9%増）となりました。

(2) 資産運用の概要 3(8)

中長期金利は、年度前半、商品価格の高騰に伴うインフレ懸念、日銀の政策金利引き上げ観測から上昇しましたが、その後は米国金融機関の経営破たんを契機とした信用危機の発生や景気後退が鮮明になったことから低下傾向となり、年度末では前年度末と同水準となりました。

また、為替相場は対ドル対ユーロともに年度前半は円安傾向で推移しましたが、年度後半は欧米中央銀行の継続的な政策金利引き下げにより、わが国と海外の金利差が縮小したことから円高傾向となり、前年度末との比較では、ドルは約2円、ユーロは約28円の円高となりました。

このような環境下において、震災時の再保険金支払に備える流動性向上のため、為替変動リスクを除外した上で安全性の高い政府保証付の外貨建債券の比率を高めるなど、資産運用にあたっては安全性と流動性を第一とし、これに収益性を加味して進めてまいりました。その結果、税引前の運用益は業務勘定で34億円、受託金勘定は28億円となり、当年度末の運用資産は9,997億円となりました。

(3) 当期損益

当年度の損益については、資本勘定に対する利息及び配当金収入にその他の項目を加減した結果、12百万円の当期純利益となりました。

2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)		58,198 (14.3%)	71,132 (22.2%)	67,981 (△4.4%)	64,040 (△5.8%)	67,126 (4.8%)
経常収益 (対前期増減(△)率)		71,856 (8.3%)	107,868 (50.1%)	90,373 (△16.2%)	81,290 (△10.1%)	84,993 (4.6%)
経常費用 (対前期増減(△)率)		71,758 (8.4%)	107,845 (50.3%)	90,229 (△16.3%)	81,273 (△9.9%)	84,792 (4.3%)
経常利益 (対前期増減(△)率)		98 (△46.7%)	23 (△76.4%)	143 (521.1%)	16 (△88.5%)	200 (1,108.8%)
当期純利益 (対前期増減(△)率)		10 (△40.5%)	36 (243.6%)	△16 (△146.4%)	4 (-)	12 (184.1%)
資本金の額 (発行済株式総数)		1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)
純資産額		1,587	1,605	1,600	1,614	1,617
総資産額		804,333	838,555	908,963	955,968	1,015,053
責任準備金残高 (対前期増減(△)率)		415,802 (0.7%)	450,892 (8.4%)	490,901 (8.9%)	515,586 (5.0%)	545,255 (5.8%)
(うち危険準備金残高) (対前期増減(△)率)		355,813 (△1.1%)	378,731 (6.4%)	412,364 (8.9%)	433,841 (5.2%)	460,081 (6.0%)
貸付金残高 (対前期増減(△)率)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
有価証券残高 (対前期増減(△)率)		734,046 (7.6%)	771,383 (5.1%)	851,739 (10.4%)	895,513 (5.1%)	953,118 (6.4%)
ソルベンシー・マージン比率		182.2%	160.2%	175.3%	185.4%	159.1
配当性向		-%	-%	-%	-%	-%
従業員数		18名	21名	21名	24名	28名

(注) ソルベンシー・マージン比率の当社数値は保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項により、行政当局の行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないこととなっています。詳細は、P40を参照下さい。

当社は、信託業務は行っていません。

3 業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

①正味収入保険料等

種目：地震 (単位：百万円)

区分	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
受再保険料		142,841	142,811	145,445
解約返戻金		1,760	3,349	3,241
受再正味保険料(A)		139,172	138,086	141,271
支払再保険料(B)		71,190	74,045	74,145
正味収入保険料(A-B)		67,981	64,040	67,126

(注)1. 解約返戻金…受再保険の解約返戻金です。
2. 受再正味保険料…受再保険料から解約返戻金、その他返戻金を控除したものです。
3. 正味収入保険料…受再正味保険料から支払再保険料を控除したものです。

②保険引受利益

(単位：百万円)

区分	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
保険引受収益		72,451	67,320	70,546
保険引受費用		71,804	66,860	69,884
営業費及び一般管理費		521	459	474
その他の収支		△126	-	△187
保険引受利益		-	-	-

(注)1. 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
2. その他の収支は、地震保険損益計算における法人税等相当額です。

③正味支払保険金等

種目：地震 (単位：百万円)

区分	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
受再正味保険金(A)		2,240	12,370	9,350
回収再保険金(B)		-	-	-
正味支払保険金(A-B)		2,240	12,370	9,350

(注)1. 受再正味保険金…受再契約の支払保険金から保険金戻入を控除したものです。
2. 正味支払保険金…受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものです。

(2) 保険契約に関する指標等

①正味損害率及び正味事業費率及びその合算率

(単位：百万円)

区分	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
正味損害率		3.7%	21.0%	16.0%
保険引受に係る事業費 (保険引受に係る営業費及び一般管理費)		29,348 (521)	29,198 (459)	29,897 (474)
(諸手数料及び集金費)		(28,827)	(28,739)	(29,423)
正味事業費率		43.2%	45.6%	44.5%
合算率		46.9%	66.6%	60.5%

(注)1. 正味損害率…(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
2. 正味事業費率…(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

②国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
国内契約		100%	100%	100%

③出再を行った再保険者の数と出再保険料上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再先保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
平成19年度	18社	77.6%
平成20年度	17社	77.5%

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象としています。

未収再保険金は該当ありません。
出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率については、該当ありません。
出再保険料の格付け毎の割合については、地震保険を対象としておりません。
当社は、契約者配当金を支払っていません。

(3) 経理に関する指標等

①支払備金の額及び責任準備金の額

(単位：百万円)

区分	年度	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
支払備金		1,545	178	228
責任準備金		490,901	515,586	545,255
合計		492,446	515,765	545,484

②引当金明細表

平成19年度

(単位：百万円)

区分	平成18年度 末残高	平成19年度 増加額	平成19年度 減少額	平成19年度 末残高
一般貸倒引当金	-	-	-	-
個別貸倒引当金	-	-	-	-
特定海外債権引当金勘定	-	-	-	-
退職給付引当金	97	18	21	94
役員退職慰労引当金	11	4	2	13
賞与引当金	16	17	16	17
価格変動準備金	8	0	-	8
合計	132	40	40	133

平成20年度

(単位：百万円)

区分	平成19年度 末残高	平成20年度 増加額	平成20年度 減少額	平成20年度 末残高
一般貸倒引当金	-	-	-	-
個別貸倒引当金	-	-	-	-
特定海外債権引当金勘定	-	-	-	-
退職給付引当金	94	18	9	102
役員退職慰労引当金	13	4	8	9
賞与引当金	17	19	17	19
価格変動準備金	8	-	0	7
合計	133	42	36	139

③資本金等明細表

平成19年度

(単位：百万円)

区分	平成18年度 末残高	平成19年度 増加額	平成19年度 減少額	平成19年度 末残高
資本金	1,000	-	-	1,000
うち発行株式	(2,000千株) 1,000	-	-	(2,000千株) 1,000
計	(2,000千株) 1,000	-	-	(2,000千株) 1,000
利益準備金	1	-	-	1
任意積立金	17	-	-	17
任意積立金	39	-	-	39
計	57	-	-	57

(注) 平成19年度末における自己株式数は、11,400株です。

平成20年度

(単位：百万円)

区分	平成19年度 末残高	平成20年度 増加額	平成20年度 減少額	平成20年度 末残高
資本金	1,000	-	-	1,000
うち発行株式	(2,000千株) 1,000	-	-	(2,000千株) 1,000
計	(2,000千株) 1,000	-	-	(2,000千株) 1,000
利益準備金	1	-	-	1
任意積立金	17	-	-	17
任意積立金	39	-	-	39
計	57	-	-	57

(注) 平成20年度末における自己株式数は、11,400株です。

④事業費(含む損害調査費)

(単位：百万円)

区分	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
人件費		343	391	474
物件費		721	1,397	1,673
税金		186	177	185
諸手数料及び集金費		28,827	28,739	29,423
合計		30,079	30,704	31,757

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金、保険契約者保護機構に対する負担金は該当ありません。

⑤有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
国債等		426	597	27
外国証券		-	-	-
合計		426	597	27

⑥有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
国債等		246	4	6
外国証券		-	66	-
合計		246	70	6

⑦有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
国債等		-	-	-
外国証券		-	-	-
合計		-	-	-

⑧減価償却費明細表

平成19年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成19年度償却額	償却累計額	平成19年度末残高	償却累計率 %
有形固定資産					
建物	94	2	55	38	59.1
(営業用)	(94)	(2)	(55)	(38)	(59.1)
(賃貸用)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
その他の有形固定資産	75	3	21	53	29.2
計	169	5	77	91	45.9
無形固定資産					
ソフトウェア	18	3	7	10	43.0
その他の無形固定資産	0	0	0	0	74.6
計	18	3	8	10	43.9
合計	188	9	86	102	45.7

平成20年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成20年度償却額	償却累計額	平成20年度末残高	償却累計率 %
有形固定資産					
建物	100	2	58	41	58.5
(営業用)	(100)	(2)	(58)	(41)	(58.5)
(賃貸用)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
その他の有形固定資産	86	27	48	37	56.1
計	186	29	107	79	57.4
無形固定資産					
ソフトウェア	175	16	23	151	13.7
その他の無形固定資産	0	0	0	0	86.0
計	175	16	24	151	13.9
合計	362	45	131	230	36.3

⑨有形固定資産処分損

(単位：百万円)

区分	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
土地		(-)	(-)	(-)
建物		(-)	(0)	(-)
その他の有形固定資産		(-)	(0)	(0)
合計		-	0	0

責任準備金積立水準については、対象とする契約がないため省略します。
損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動については、保険金は責任準備金の取崩によって相殺されるため省略します。
貸付金償却および有形固定資産処分損は該当するものではありません。

(4) 特別勘定に関する指標

該当ありません。

(5) 地震保険の責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区分	年度	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
危険準備金		412,364	433,841	460,081
未経過保険料積立金		76,245	79,695	83,366
払戻積立金		2,291	2,050	1,808
合計		490,901	515,586	545,255

(6) 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)については、地震保険を対象としていません。

(7) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額については地震保険を対象としていません。

(8) 資産運用に関する指標等

①資産運用方針

当社は大地震の際には多額の再保険金を迅速に支払う必要があるため、換金性を重視することを大前提とし、これに危険準備金の増加をはかるための収益性を加味して運用することを基本方針としています。また、取引執行部門とは独立したリスク管理部門が各種リスクを把握し、管理しています。

②資産運用の概況

預貯金

(単位：百万円)

区分	年度	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
預貯金		29,986	31,077	24,275
(普通預金)		(4,586)	(6,777)	(1,475)
(定期預金)		(25,400)	(24,300)	(22,800)

総資産及び運用資産

(単位：百万円)

区分	年度	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
預貯金		29,986	3.3	31,077	3.3	24,275	2.4
コールローン		-	-	-	-	8,819	0.9
買入金銭債権		999	0.1	499	0.0	-	-
金銭の信託		13,958	1.5	13,723	1.4	13,495	1.3
有価証券		851,739	93.7	895,513	93.7	953,118	93.9
建物		39	0.0	38	0.0	41	0.0
運用資産計		896,723	98.6	940,851	98.4	999,749	98.5
総資産		908,963	100.0	955,968	100.0	1,015,053	100.0

③利息配当収入の額及び運用資産利回り(インカム利回り) (単位: 百万円)

区分	年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	分子の額	分母の額	分子の額	分母の額	分子の額	分母の額	分子の額	分母の額
預貯金	143	0.33	215	0.67	236	0.76		
コールローン	-	-	-	-	27	0.29		
買入金銭債権	2	0.30	7	0.76	3	0.87		
金銭の信託	52	0.38	94	0.69	91	0.66		
有価証券	11,705	1.46	12,894	1.49	13,956	1.52		
建物	-	-	-	-	-	-		
合計	11,904	1.39	13,211	1.45	14,315	1.47		

(注) 運用資産利回り(インカム利回り)…資産運用に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標(従来から開示)。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回り。

・分子=利息及び配当金収入(金銭の信託運用益(損)中の利息及び配当金収入に相当する額を含む。)

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

④資産運用利回り(実現利回り) (単位: 百万円)

区分	年度		平成19年度			平成20年度		
	分子の額	分母の額	資産運用利回り(%)	分子の額	分母の額	資産運用利回り(%)	分子の額	分母の額
預貯金	215	32,094	0.67	236	31,183	0.76		
コールローン	-	-	-	27	9,481	0.29		
買現先勘定	-	-	-	-	-	-		
買入金銭債権	7	921	0.76	3	448	0.87		
商品有価証券	-	-	-	-	-	-		
金銭の信託	182	13,750	1.33	273	13,750	1.99		
有価証券	13,421	864,185	1.55	13,977	918,528	1.52		
公社債	5,875	634,883	0.93	5,804	618,392	0.94		
株	-	-	-	-	-	-		
外国証券	7,187	220,908	3.25	8,149	290,325	2.81		
その他の証券	357	8,393	4.26	23	9,810	0.24		
貸付金	-	-	-	-	-	-		
建物	-	39	-	-	42	-		
金融派生商品	△9,501	-	-	△7,711	-	-		
その他	47	-	-	△31	-	-		
合計	4,372	910,991	0.48	6,774	973,434	0.70		

(注) 資産運用利回り(実現利回り)…資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

⑤時価総合利回り(参考) (単位: 百万円)

区分	年度		平成19年度			平成20年度		
	分子の額	分母の額	時価総合利回り(%)	分子の額	分母の額	時価総合利回り(%)	分子の額	分母の額
預貯金	215	32,094	0.67	236	31,183	0.76		
コールローン	-	-	-	27	9,481	0.29		
買現先勘定	-	-	-	-	-	-		
買入金銭債権	7	921	0.76	3	448	0.87		
商品有価証券	-	-	-	-	-	-		
金銭の信託	△72	13,978	△0.52	45	13,723	0.33		
有価証券	19,955	859,425	2.32	15,531	920,302	1.69		
公社債	9,983	632,674	1.58	7,083	620,291	1.14		
株	-	-	-	-	-	-		
外国証券	9,838	218,285	4.51	8,626	290,353	2.97		
その他の証券	133	8,465	1.58	△177	9,658	△1.84		
貸付金	-	-	-	-	-	-		
建物	-	39	-	-	42	-		
金融派生商品	△9,501	-	-	△7,711	-	-		
その他	47	-	-	△31	-	-		
合計	10,650	906,460	1.17	8,101	975,181	0.83		

(注) 時価総合利回り…時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)
+(当期末評価差額* - 前期末評価差額*) + 繰延ヘッジ損益増減

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額* + 売買目的有価証券に係る前期末評価損益

*税効果控除前の金額による。

⑥海外投融資残高、構成比及び利回り (単位: 百万円)

区分	年度		平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末	
	分子の額	分母の額	構成比(%)	分子の額	分母の額	構成比(%)	分子の額	分母の額
外貨建								
外国公社債	163,130	76.2	152,411	63.4	221,324	60.0		
円貨建								
外国公社債	50,819	23.8	88,003	36.6	147,827	40.0		
合計	213,950	100.0	240,414	100.0	369,151	100.0		
海外投融資利回り								
運用資産利回り(インカム利回り)	3.53%		3.28%		2.81%			
資産運用利回り(実現利回り)	3.53%		3.25%		2.81%			
時価総合利回り(参考)	3.89%		4.51%		2.97%			

(注) 1.「海外投融資利回り」のうち「運用資産利回り」は、海外投融資に係る資産について、③利息配当収入の額及び運用資産利回り(インカム利回り)と同様の方法により算出したものであります。

2.「海外投融資利回り」のうち「資産運用利回り」は、海外投融資に係る資産について、④資産運用利回り(実現利回り)と同様の方法により算出したものであります。

⑦保有有価証券の種類別残高及び合計に対する構成比 (単位: 百万円)

区分	年度		平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末	
	分子の額	分母の額	構成比(%)	分子の額	分母の額	構成比(%)	分子の額	分母の額
国債	411,753	48.3	449,201	50.2	412,278	43.3		
地方債	4,390	0.5	4,404	0.5	2,581	0.3		
社債	212,777	25.0	191,835	21.4	159,650	16.8		
株	-	-	-	-	-	-		
外国証券	213,950	25.1	240,414	26.8	369,151	38.7		
その他の証券	8,869	1.1	9,658	1.1	9,456	1.0		
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-		
合計	851,739	100.0	895,513	100.0	953,118	100.0		

⑧保有有価証券利回り

(単位：%)

区分		年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
運用資産 利回り (インカム利回り)	公社債		0.76	0.85	0.94
	株式		-	-	-
	外国証券		3.53	3.28	2.81
	その他の証券		2.06	3.06	0.24
	合計		1.46	1.49	1.52
資産運用 利回り (実現利回り)	公社債		0.83	0.93	0.94
	株式		-	-	-
	外国証券		3.53	3.25	2.81
	その他の証券		0.05	4.26	0.24
	合計		1.49	1.55	1.52
時価総合 利回り (参考)	公社債		1.51	1.58	1.14
	株式		-	-	-
	外国証券		3.89	4.51	2.97
	その他の証券		1.55	1.58	△1.84
	合計		2.10	2.32	1.69

⑨有価証券の種類別の残存期間別残高

平成19年度末

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
国債	134,967	159,353	127,555	-	3,842	23,482	449,201
地方債	1,825	2,578	-	-	-	-	4,404
社債	51,575	90,625	47,724	309	1,600	-	191,835
株式	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	33,041	134,039	45,141	-	28,192	-	240,414
その他の証券	-	-	-	-	-	9,658	9,658
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-
合計	221,410	386,596	220,421	309	33,634	33,140	895,513

平成20年度末

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
国債	56,096	196,100	132,707	-	9,636	17,737	412,278
地方債	2,501	79	-	-	-	-	2,581
社債	43,212	77,355	37,232	409	1,440	-	159,650
株式	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	69,899	139,709	103,025	9,299	47,217	-	369,151
その他の証券	-	-	-	-	-	9,456	9,456
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-
合計	171,709	413,245	272,965	9,709	58,295	27,194	953,118

⑩有形固定資産明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
土地		-	-	-
(営業用)		(-)	(-)	(-)
(賃貸用)		(-)	(-)	(-)
建物		39	38	41
(営業用)		(39)	(38)	(41)
(賃貸用)		(-)	(-)	(-)
建物仮勘定		-	-	-
(営業用)		(-)	(-)	(-)
(賃貸用)		(-)	(-)	(-)
計		39	38	41
(営業用)		(39)	(38)	(41)
(賃貸用)		(-)	(-)	(-)
リース資産		-	-	-
その他の有形固定資産		3	53	37
合計		42	91	79

次の11項目については、該当するものはありません。

①商品有価証券、②商品有価証券の平均残高および売買高、③業種別保有株式の額、④貸付金の残存期間別の残高、⑤担保別貸付金残高、⑥使途別貸付金残高及び構成比、⑦業種別の貸付残高及び貸付残高の合計に対する割合、⑧規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合、⑨公共関係投融资（新規引受ベース）、⑩住宅関連融資、⑪各種ローン金利

経理の状況

1 計算書類

当社取締役社長は、以下の事業年度における財務諸表等は、下記の理由により不実の記載がなく、その作成過程は内部監査により適切であることを確認しています。

1. 財務諸表等は、作成に係わる業務分掌と事務処理規程及び権限基準の整備による適切な業務体制に基づいて作成されている。
2. 所管部署における業務プロセスについては、内部監査部門が適切性を検証し、重要な指摘事項がない旨を取締役会に報告している。

また、保険業法第111条第1項の規定にもとづき公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書等については、会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

なお、事業年度の末日において、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況その他経営に重要な影響を及ぼす事象はありません。

(1) 貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科目	平成19年度 (平成20年3月31日現在)		平成20年度 (平成21年3月31日現在)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
現金及び預貯金	31,077	3.3	24,275	2.4
預貯金	31,077		24,275	
コールローン	-		8,819	0.9
買入金銭債権	499	0.1	-	
金銭の信託	13,723	1.4	13,495	1.3
有価証券	895,513	93.7	953,118	93.9
国債	449,201		412,278	
地方債	4,404		2,581	
社債	191,835		159,650	
外国証券	240,414		369,151	
その他の証券	9,658		9,456	
有形固定資産	91	0.0	79	0.0
建物	38		41	
その他の有形固定資産	53		37	
無形固定資産	10	0.0	151	0.0
ソフトウェア	10		151	
その他の無形固定資産	0		0	
その他資産	14,993	1.6	15,036	1.5
再保険貸	7,620		8,257	
未収金	464		271	
未収収益	3,500		4,081	
預託金	51		54	
仮払金	160		106	
金融派生商品	3,195		2,264	
繰延税金資産	59	0.0	78	0.0
資産の部合計	955,968	100.0	1,015,053	100.0

(負債の部)

(単位：百万円)

科目	平成19年度 (平成20年3月31日現在)		平成20年度 (平成21年3月31日現在)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
保険契約準備金	515,765	54.0	545,484	53.7
支払準備金	178		228	
責任準備金	515,586		545,255	
受託金	423,983	44.4	446,886	44.0
その他負債	12,749	1.3	17,861	1.8
再保険借	5,456		5,431	
未払法人税等	82		294	
預り金	2		3	
未払金	403		609	
金融派生商品	6,804		11,522	
退職給付引当金	94	0.0	102	0.0
役員退職慰労引当金	13	0.0	9	0.0
賞与引当金	17	0.0	19	0.0
特別法上の準備金	8	0.0	7	0.0
価格変動準備金	8		7	
地震保険評価差額金	1,722	0.2	3,063	0.3
負債の部合計	954,353	99.8	1,013,435	99.8

(純資産の部)

(単位：百万円)

科目	平成19年度 (平成20年3月31日現在)		平成20年度 (平成21年3月31日現在)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
資本金	1,000	0.1	1,000	0.1
利益剰余金	604	0.1	617	0.1
利益準備金	1		1	
その他利益剰余金	603		616	
特別積立金	17		17	
価格変動特別積立金	39		39	
繰越利益剰余金	546		559	
自己株式	△5	△0.0	△5	△0.0
株主資本合計	1,598	0.2	1,611	0.2
その他有価証券評価差額金	15	0.0	6	0.0
評価・換算差額等合計	15	0.0	6	0.0
純資産の部合計	1,614	0.2	1,617	0.2
負債及び純資産の部合計	955,968	100.0	1,015,053	100.0

平成20年度の注記事項

1. 有価証券の評価基準、評価方法及び表示方法

- (1) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っています。
- (2) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っています。
- (3) 地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産の評価差額について、税効果控除前の額を、保険業法施行規則に基づき、負債の部に「地震保険評価差額金」として表示しています。それ以外の評価差額については税効果控除後の額を全部純資産直入法により処理し、純資産の部に表示しています。また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。
- (2) 運用目的及び満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法により行っています。

3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

4. 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っていますが、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法により行っています。

5. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、社内の利用可能期間(5年)に基づく定額法により行っています。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準を適用しています。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てることとしています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しています。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき財務部が資産査定を実施し、当該部署から独立した管理部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。なお、当期は引当の対象となる資産がないため計上を行っていません。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付債務は、自己都合退職による期末要支給額を基に計算する簡便法により算出しています。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しています。

(4) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額基準により算出しています。

(5) 価格変動準備金

価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。

8. 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。

9. 責任準備金の内訳項目である危険準備金は、責任準備金の算出方法書に基づき、正味純保険料の額と資産の運用によって生じた利益から法人税等相当額を除いた額を危険準備金として累積して積み立てています。

10. 所有権移転外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(会計方針の変更)

11. 所有権移転外ファイナンス・リース取引について、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)が平成20年4月1日以後開始する会計年度から適用されることになったことに伴い、当期からこれらの会計基準等を適用し、リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、この変更に伴う損益への影響はありません。

12. 有形固定資産の減価償却累計額は、107百万円です。

13. 繰延税金資産の総額は85百万円、繰延税金負債の総額は3百万円です。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は3百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、未払事業税34百万円、退職給付引当金37百万円、賞与引当金7百万円、価格変動準備金2百万円です。繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金3百万円です。

14. 1株あたりの純資産額は813円57銭です。算定の基礎である純資産額は1,617百万円、普通株式に係る純資産額は1,617百万円。普通株式の当期末株式数は1,988千株です。

15. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
		金額	金額
経常収益		81,290	84,993
保険引受収益		67,320	70,546
正味収入保険料		64,040	67,126
支払備金戻入額		1,366	—
積立保険料等運用益		1,912	3,420
資産運用収益		13,970	14,445
利息及び配当金収入		13,116	14,224
金銭の信託運用益		190	273
有価証券売却益		597	27
金融派生商品収益		1,890	3,267
その他運用収益		86	72
積立保険料等運用益振替		△1,912	△3,420
その他経常収益		0	2
経常費用		81,273	84,792
保険引受費用		66,860	69,884
正味支払保険金		12,370	9,350
損害調査費		1,065	1,391
諸手数料及び集金費		28,739	29,423
支払備金繰入額		—	50
責任準備金繰入額		24,685	29,668
資産運用費用		11,509	11,090
金銭の信託運用損		7	—
有価証券売却損		70	6
為替差損		11,392	10,979
その他運用費用		39	104
営業費及び一般管理費		901	942
その他経常費用		2,001	2,875
支払利息		2,001	2,875
その他経常費用		0	0
経常利益		16	200
特別利益		—	0
価格変動準備金戻入額		—	0
特別損失		0	0
固定資産処分損		0	0
価格変動準備金繰入額		0	—
税引前当期純利益		16	201
法人税及び住民税		0	202
法人税等調整額		11	△13
法人税等合計		—	188
当期純利益		4	12

平成20年度の注記事項

- 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	141,271百万円
支払再保険料	74,145百万円
差引	67,126百万円
- 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	236百万円
コールローン利息	27百万円
買入金銭債権利息	3百万円
有価証券利息	13,956百万円
計	14,224百万円
- 金融派生商品収益中の評価損益は9,257百万円の損です。
- 1株当たりの当期純利益は、6円30銭です。
 算定上の基礎である当期純利益は12百万円、普通株式に係る当期純利益は12百万円、普通株式の期中平均株式の期中平均株式数は1,988千株です。
- 当期末における法定実効税率は36.21%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は93.78%であり、この差異の主な内訳は、危険準備金有税繰入額の損金不算入額104.74%、危険準備金に係る広告宣伝費用損金算入額△7.95%、および税務上の繰越欠損金当期控除額△37.39%です。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成19年度	平成20年度
		(平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	(平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
		金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益(△は損失)		16	201
減価償却費		9	45
支払備金の増減額(△は減少)		△1,366	50
責任準備金の増減額(△は減少)		24,685	29,668
受託金の増減額(△は減少)		22,600	22,903
退職給付引当金の増減額(△は減少)		△3	8
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)		2	△4
賞与引当金の増減額(△は減少)		1	2
価格変動準備金の増減額(△は減少)		0	△0
利息及び配当金収入		△13,116	△14,224
有価証券関係損益(△は益)		△527	△20
為替差損益(△は益)		13,726	10,631
有形固定資産関係損益(△は益)		0	0
その他資産(除く投資活動関連・ 財務活動関連)の増加額(△は増加)		348	△392
その他負債(除く投資活動関連・ 財務活動関連)の増加額(△は減少)		△353	180
その他		△7,764	5,662
小計		38,258	54,713
利息及び配当金の受取額		12,695	13,277
法人税等の支払額		△107	△3
営業活動によるキャッシュ・フロー		50,846	67,987
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額(△は増加)		1,100	1,500
金銭の信託の増加による支出		△20	-
有価証券の取得による支出		△848,698	△325,785
有価証券の売却・償還による収入		798,528	259,489
資産運用活動計		△49,090	△64,795
(営業活動及び資産運用活動計)		(1,756)	(3,191)
有形固定資産の取得による支出		△55	△17
その他		△9	△156
投資活動によるキャッシュ・フロー		△49,155	△64,969
財務活動によるキャッシュ・フロー			
現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-
現金及び現金同等物の増加額		1,691	3,017
現金及び現金同等物期首残高		5,585	7,276
現金及び現金同等物期末残高		7,276	10,294

注記事項

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	(単位：百万円)	
	(平成20年3月31日現在)	(平成21年3月31日現在)
現金及び預貯金	31,077	24,275
コールローン	-	8,819
買入金銭債権	499	-
有価証券	895,513	953,118
預入期間が3ヶ月を超える預貯金	△24,300	△22,800
現金同等物以外の有価証券	△895,513	△953,118
現金及び現金同等物	7,276	10,294

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

(4) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科目	年度	
	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
	金額	金額
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,000	1,000
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,000	1,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	1	1
当期変動額		
剰余金の配当	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1	1
その他利益剰余金		
特別積立金		
前期末残高	17	17
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	17	17
価格変動特別積立金		
前期末残高	39	39
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	39	39
繰越利益剰余金		
前期末残高	542	546
当期変動額		
剰余金の配当	-	-
当期純利益	4	12
当期変動額合計	4	12
当期末残高	546	559
利益剰余金合計		
前期末残高	600	604
当期変動額		
剰余金の配当	-	-
当期純利益	4	12
当期変動額合計	4	12
当期末残高	604	617
自己株式		
前期末残高	△ 5	△ 5
当期変動額		
自己株式の処分	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	△ 5	△ 5
株主資本合計		
前期末残高	1,594	1,598
当期変動額		
新株の発行	-	-
剰余金の配当	-	-
当期純利益	4	12
自己株式の処分	-	-
当期変動額合計	4	12
当期末残高	1,598	1,611

科目	年度	
	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
	金額	金額
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	5	15
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	9	△ 9
当期変動額合計	9	△ 9
当期末残高	15	6
評価・換算差額等合計		
前期末残高	5	15
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	9	△ 9
当期変動額合計	9	△ 9
当期末残高	15	6
純資産合計		
前期末残高	1,600	1,614
当期変動額		
新株の発行	-	-
剰余金の配当	-	-
当期純利益	4	12
自己株式の処分	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	9	△ 9
当期変動額合計	14	3
当期末残高	1,614	1,617

(注) 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,000,000	-	-	2,000,000
合計	2,000,000	-	-	2,000,000
自己株式額				
普通株式	11,400	-	-	11,400
合計	11,400	-	-	11,400

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。
3. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(5) 1株当たりの配当等及び1人当たりの総資産額

(単位：百万円)

区分	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1株当たり配当金		-	-	-
1株当たり当期純利益		△8.47円	2.21円	6.30円
配当性向		-	-	-
1株当たり純資産額		804.80円	812.01円	813.57円
従業員1人当たり総資産額		43,283	39,832	36,251

(注) 1. 1株当たり当期純利益は $\frac{\text{当期純利益}}{\text{期中平均株数(加重平均)}}$ により算出しています。

2. 1株当たり情報の計算については、自己株式数を控除して算出しています。

3. 従業員1人当たり総資産額は $\frac{\text{期末総資産}}{\text{期末従業員数}}$ により算出しています。

2 リスク管理債権

次の5項目については、該当ありません。

- (1) 破綻先債権、(2) 延滞債権、(3) 3ヶ月以上延滞債権、(4) 貸付条件緩和債権、(5) リスク管理債権の合計額

3 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

4 債務者区分に基づいて区分された債権

次の4項目については、該当ありません。

(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、(2) 危険債権、(3) 要管理債権、(4) 正常債権

5 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

区分	年度	平成19年度末	平成20年度末
(A)	ソルベンシー・マージン総額	436,505	463,262
	資本金等(純資産の部の合計から社外流出予定額、繰延資産及び評価・換算差額等を控除した額)	1,598	1,611
	価格変動準備金	8	7
	危険準備金	—	—
	異常危険準備金	433,841	460,081
	一般貸倒引当金	—	—
	その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	1,057	1,562
	土地の含み損益	—	—
	保険料積立金等余剰部分	—	—
	負債性資本調達手段等	—	—
	控除項目	—	—
	その他	—	—
(B)	リスクの合計額 $\sqrt{(R1+R2)^2+(R3+R4)^2+R5+R6}$	470,696	582,221
	一般保険リスク (R1)	—	—
	第三分野保険の保険リスク (R2)	—	—
	予定利率リスク (R3)	—	—
	資産運用リスク (R4)	9,457	10,805
	経営管理リスク (R5)	9,229	11,416
	巨大災害リスク (R6)	452,010	560,000
(C)	ソルベンシー・マージン比率 $[(A)/(B) \times 1/2] \times 100$	185.4%	159.1%

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定にもとづいて算出しています。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額です。

- ① 保険引受上の危険： 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害*家計地震保険を除く(第三分野保険の保険リスク))
- ② 予定利率上の危険： 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ③ 資産運用上の危険： 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- ④ 経営管理上の危険： 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
- ⑤ 巨大災害に係る危険： 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

・「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

ソルベンシー・マージン比率

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額：表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。

◎当社は、「地震保険に関する法律」にもとづき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払のための資金のあっせん・融通に努める旨定めているなど特別の事業形態となっていることから、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項(注)により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は、上記水準の如何にかかわらず、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっています。

(注) 条文は、次のとおりです。

「保険会社が地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)第3条第1項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社について、当該保険会社が該当する前条第1項の表の区分に応じた命令は、同表の非対象区分に掲げる命令とする。」

6 時価情報等(取得価額または契約価額、時価および評価損益)

(1) 有価証券

① その他有価証券で時価のあるもの

平成19年度末 (単位：百万円)

区 分	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債 式	392,773	396,684	3,910
	株 式	-	-	-
	外 国 証 券	91,443	101,414	9,971
	そ の 他	-	-	-
	小 計	484,217	498,098	13,881
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債 式	250,768	248,756	△2,012
	株 式	-	-	-
	外 国 証 券	145,511	139,000	△6,511
	そ の 他	9,810	9,658	△152
	小 計	406,090	397,414	△8,675
合 計		890,307	895,513	5,206

平成20年度末 (単位：百万円)

区 分	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債 式	482,714	487,886	5,171
	株 式	-	-	-
	外 国 証 券	137,947	147,415	9,468
	そ の 他	5,000	5,006	6
	小 計	625,662	640,308	14,646
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債 式	88,618	88,623	△1,994
	株 式	-	-	-
	外 国 証 券	237,898	221,735	△16,162
	そ の 他	4,810	4,450	△359
	小 計	331,327	312,810	△18,517
合 計		956,989	953,118	△3,870

② 当期中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

種 類	平成19年度			平成20年度		
	売却額	売却益	売却損	売却額	売却益	売却損
そ の 他 有 価 証 券	119,492	597	70	83,063	27	6

次の4項目については、該当ありません。

- ① 売買目的有価証券、② 満期保有目的の債券で時価のあるもの、
- ③ 当期中に売却した満期保有目的の債券、④ 時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

(2) 金銭の信託

① 運用目的の金銭の信託 (単位：百万円)

種 類	平成19年度末			平成20年度末		
	貸借対照表計上額	損益に含まれた評価差額		貸借対照表計上額	損益に含まれた評価差額	
金 銭 の 信 託	10,000	-		10,000	-	

② 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

③ 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託 (単位：百万円)

種 類	平成19年度末			平成20年度末		
	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
金 銭 の 信 託	3,750	3,723	△26	3,750	3,495	△254

(3) デリバティブ取引情報

① 取引の状況に関する事項

当社では外貨建資産に係る将来の為替相場の変動によるリスクをヘッジする目的で、為替予約取引、通貨オプション取引を行っているほか、債券に係る将来の金利変動リスクを軽減する目的で、債券店頭オプション取引を行っています。

当社が利用しているデリバティブ取引は相場の変動による市場リスクを有していますが、大部分は現物資産をヘッジする目的で行っているため、当該取引の損失のみが発生することはありません。また、一部購入予定の債券に関してオプション取引を利用する場合がありますが、量的制限を設けているため、リスクは限定的です。

取引先は信用度の高い金融機関であるため、契約不履行等の信用リスクはほとんどないと考えています。

当社のデリバティブ取引の状況は取引執行部門と分離したリスク管理部門がチェックし、定期的に常務会等へ報告しています。

② 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引における「契約額等」は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が、そのままデリバティブ取引に係る市場リスクや信用リスク等を表すものではありません。

③ デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益

(イ) 通貨関連 (単位：百万円)

区 分	種 類	平成19年度末				平成20年度末			
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超				うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	売 建								
	米 ド ル	56,500	28,861	54,546	1,954	52,984	33,907	53,582	△598
	ユ ー ロ	70,987	26,247	76,370	△5,383	141,384	103,18	150,169	△8,785
	カナダドル	3,037	1,211	3,216	△179	1,211	1,211	1,085	126
合 計				△3,608					△9,257

(注) 時価の算定方法

為替予約取引……………為替相場は先物相場を使用しております。

その他の時価情報等は、該当ありません。

用語の解説～地震保険を理解するために～

あ 行

一部損

地震保険における一部損とは、保険の目的が建物の場合、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害を受け、主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が、その建物の保険価額の3%以上20%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の10%以上30%未満となった場合の損害の程度をいいます。

受再保険会社

出再保険会社から、再保険契約を引き受ける保険会社のことをいいます。

か 行

価格変動準備金

保険会社が保有する有価証券などの価格変動による損失に備えるための準備金をいいます。

家計保険

家庭の様々な危険に対処するため、個人が加入する保険で、企業経営の立場から利用される企業保険と区別するために使われます。個人の住居や家財に対する火災保険・地震保険、家庭用の自動車に対する自動車保険などが家計保険に属します。

危険準備金

将来生じうる地震、津波、噴火による保険金の支払いに備えて、当社が積み立てる準備金をいいます。

警戒宣言

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）にもとづく警戒宣言のことで、内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、地震に対する警戒体制を執るよう公示等をするようになっていきます。

警戒宣言が発せられた場合、「地震保険に関する法律」にもとづき、地震防災対策強化地域に所在する建物・家財について地震保険の新規契約の引受けおよび既契約分の契約金額の増額はできないことになっています。なお、警戒宣言発令中に満期を迎える地震保険契約については、契約金額が同額以下であれば、継続して契約できます。

さ 行

再保険

保険会社が元受保険契約にもとづく保険金支払責任のすべて、または一部分を別の保険会社に転嫁することをいいます。これは、保険経営に不可欠な大数の法則が働くためには同質の危険を数多く集める必要があり、危険の平均化を十分に行わなければならないためです。

再々保険

再保険を引き受けた保険会社が、危険分散などのために引き受けた責任の一部または全部を、更に他の保険会社に転嫁すること

をいいます。

再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に再保険するときに支払う保険料のことをいいます。

再保険金

再保険を引き受けた保険会社（受再保険会社）が再保険を出した保険会社（出再保険会社）に支払う保険金のことをいいます。また、出再者が受再者から再保険金を受け取ることを「再保険金の回収」といいます。

再保険手数料

受再保険会社が出再保険会社へ、再保険引受に対して再保険料の一定率を支払う手数料のことです。

時価額

新築価額から、使用年数に相当する減価額を控除した価額をいいます。

事業費

保険事業を遂行するための費用で、損害保険会計では、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料および集金費を総称していいます。

地震保険評価差額金

地震保険の責任準備金および地震保険に係る受託金に対応する資産の評価差額をいいます。

支払備金

保険契約上の支払義務が生じている保険事故で、未だ保険金を支払っていないものについて、将来の保険金支払いのために積み立てる準備金をいいます。

出再保険会社

自ら引き受けた保険責任のうち、危険分散などのためにその一部または全部を再保険として転嫁する会社のことをいいます。

正味収入保険料

元受保険料に再保険料を加減(受再保険料を加え、出再保険料を控除する)し、さらに、積立保険料と諸返戻金を控除した保険料のことです。

責任限度額

地震保険では、1回の地震、津波、噴火または1会計年度ごとの保険金支払に対する当社、損害保険会社および政府の負担額が決まっています。それぞれが責任を負担する最大の金額を責任限度額といいます。それぞれの責任限度額の合計額は総支払限度額と一致しています。

責任準備金

将来生じうる保険契約上の債務に対して保険会社が積み立てる準備金をいいます。

全 損

地震保険における全損とは、保険の目的が建物の場合には、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害を受け、主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が、その建物の保険価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の

70%以上となった場合の損害の程度をいいます。
家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の80%以上となった場合の損害の程度をいいます。

総支払限度額

「地震保険に関する法律」にもとづき、1回の地震等によって政府および保険会社が支払う保険金の最大支払額である総支払限度額が定められています。総支払限度額は現時点において有効な地震保険契約の予想最大損害額にもとづいて決められており、関東大震災程度のものが再来した場合に想定しうる保険金支払いを賄えることを目的に決定されています。

なお、仮に支払保険金の総額がこの総支払限度額を超過するようなことがあれば、支払保険金総額に対する総支払限度額の割合によって、各契約ごとの保険金を削減することができることになっています。

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき設立された、損害保険における公正な保険料率の算出の基礎とし得る料率を算出する団体です。

損害率

一定期間における収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。通常は正味保険金に損害調査費を加えた額を正味収入保険料で除した割合をいいます。

た 行

大数の法則

個々に見れば偶然な事柄でも、多数についてみれば、そこに一定の確率が見られるという法則のことをいいます。サイコロを振って1の目が出る割合は、振る回数を極めて多くすれば、1/6に近づきます。火災、交通事故、傷害なども、それぞれ非常に多数の家、車、人について考えると、一定の発生頻度が見られます。この法則は保険料率算出上の統計的基礎になっています。地震は被害が全くない年がある一方、一旦おこるや突発的に異常巨大な被害をもたらす特徴をもっており、大数の法則にのりにくいといわれています。

特約再保険

出再保険会社と受再保険会社との間で、あらかじめ再保険取引についての包括的な取り決めがなされ、これにもとづいて対象となる元受保険契約が自動的かつ包括的に再保険される契約をいいます。

超過損害額再保険特約

1事故による損害額が一定限度を超過した場合、その超過損害額を、ある限度を定めててん補する再保険の方式です。

は 行

半 損

地震保険における半損とは、保険の目的が建物の場合には、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害を受け、主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が、その建物の保険価額の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延

床面積の20%以上70%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の30%以上80%未満となった場合の損害の程度をいいます。

保険価額

地震保険の場合には、損害が生じた土地および時における保険の目的の価格をいいます。

保険期間

保険会社が保険契約にもとづく責任を負う期間のことをいい、その期間内に保険事故が発生した場合に保険会社は責任を負いません。

保険金額

保険契約に際して、保険会社と保険契約者との間で定めた契約金額をいいます。この金額は保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額です。

保険の目的

保険を付ける対象のことをいいます。地震保険では建物・家財がこれにあたります。

ま 行

元受保険契約

保険会社が一般の契約者から引き受ける保険契約を元受保険契約といいます。

元受保険会社（元受社）

一般の契約者から直接に保険を引き受ける会社を元受社といえます。

日本地震再保険の現状2009
平成21年7月発行

日本地震再保険株式会社
管理部企画・経理グループ

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1
小舟町富士プラザ内

URL <http://www.nihonjishin.co.jp/>
E-mail kikaku@nihonjishin.co.jp
TEL 03(3664)6098

本誌は保険業法第111条にもとづいて作成しました。

 日本地震再保険株式会社
<http://www.nihonjishin.co.jp/>